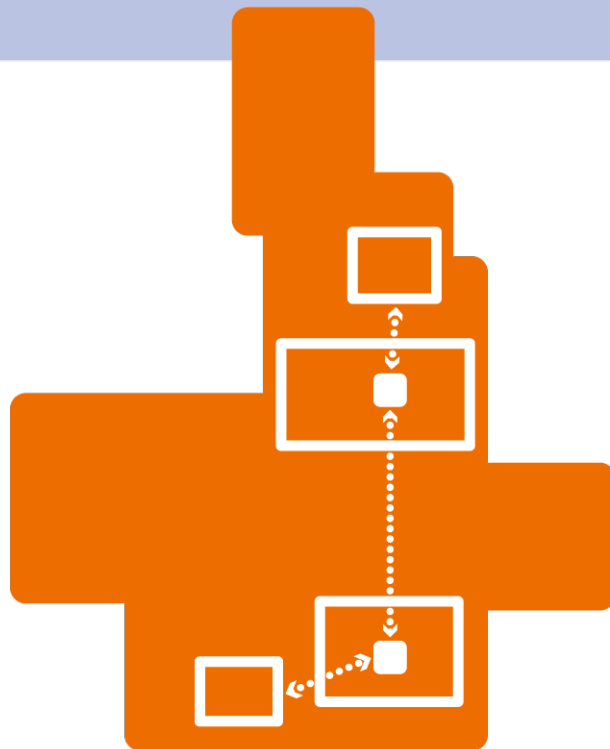


第6章 防災指針



第6章 防災指針

1. 防災指針の位置付け

近年、地球の温暖化に伴い台風や大雨による水災害が全国各地で頻発しており、本市においても、令和元年東日本台風がもたらした大雨により都幾川、越辺川及び新江川で堤防が決壊・欠損し、死者2人(災害関連死1人を含む。)、負傷者2人、家屋の被害770件など、大きな被害が生まれました。さらに水災害は、気候変動の予測などから、今後も頻発化・激甚化することが懸念されています。

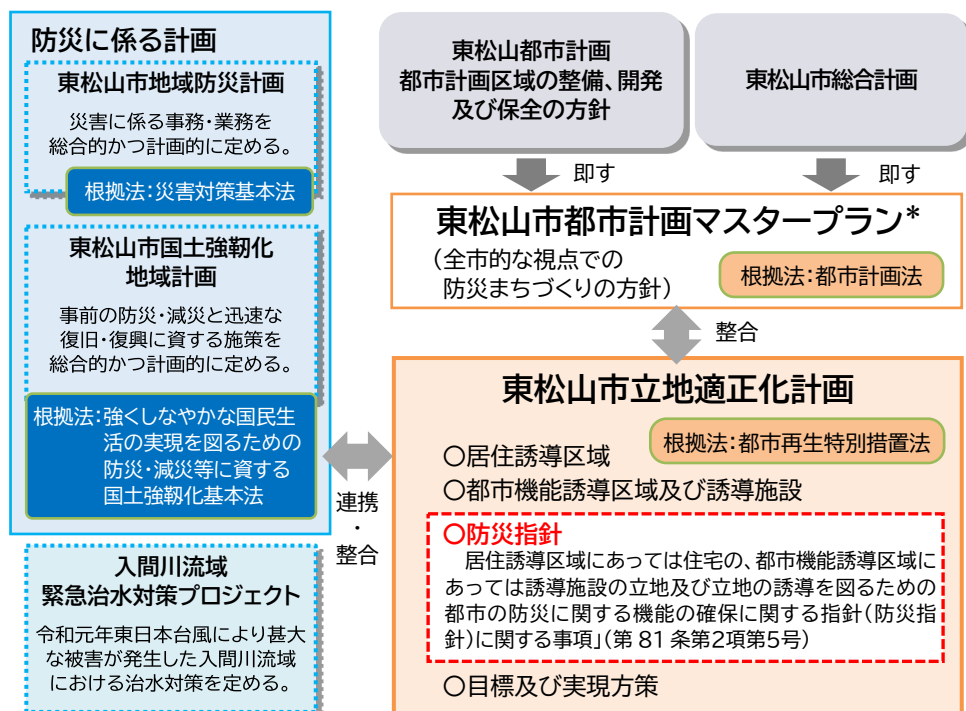
このような状況を踏まえ、2020(令和2)年6月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画に地域の防災・減災対策を示す防災指針が位置付けられました。

また、立地適正化計画の居住誘導区域においては、災害等に対する安全性を考慮し、原則災害リスクの高い地域を除いて設定すべきとされているものの、災害リスクを全て除くことは現実的に困難であることから、リスクの回避・低減を計画的に実施していくことが求められています。

防災指針では、水害及び土砂災害について災害リスクを分析し、災害リスクの高い地域を抽出したうえで、立地適正化計画における居住誘導区域内に残存するリスクに対する取組方針及び具体的な防災対策・安全確保策を示し、安全なまちづくりの総合的な対策を示します。

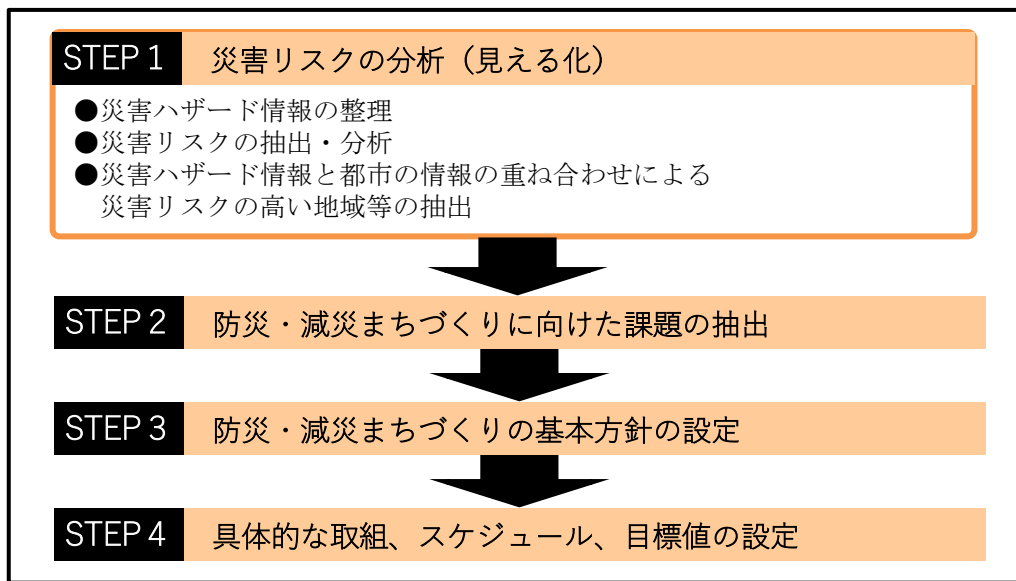
なお、防災指針の検討にあたっては、「東松山市地域防災計画」及び「東松山市国土強靱化地域計画」をはじめ、国、県、流域自治体、企業等の協働により取り組む流域治水プロジェクト*などに示された防災・減災対策との整合を図ります。

図87
防災指針の位置付け



*流域治水プロジェクト(P193) *都市計画マスタープラン(P191)


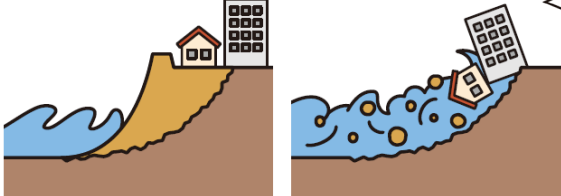
図 88 防災指針の検討フロー



2. 居住誘導区域等における災害リスクの分析

(1) 災害ハザード情報の整理

居住誘導区域(都市機能誘導区域含む)において、洪水(外水氾濫)、雨水出水(内水氾濫)、土砂災害のほか、大規模盛土造成地を災害リスク分析の対象として整理します。

分類	災害ハザード	説明
水害	洪水浸水想定区域 浸水深 想定最大規模 (L2)	○想定最大規模降雨(年超過確率 1/1,000: 1年間に発生する確率が 1/1,000 (0.1%) 程度の規模の降雨)により河川が破堤した場合の浸水想定区域*【水防法】
	洪水浸水想定区域 浸水深 計画規模 (L1)	○計画規模降雨(年超過確率 1/200~1/100: 1年間に発生する確率が 1/200~1/100 (0.5~1.0%) 程度の規模の降雨)により河川が破堤した場合の浸水想定区域*【水防法】
	洪水浸水想定区域 浸水継続時間	○想定最大規模降雨における洪水時等に避難が困難となる一定の浸水深(0.5m)を上回る時間の目安【水防法施行規則】
	家屋倒壊等氾濫想定区域* 氾濫流	○河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域【洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)】  流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります (出典: 内閣府資料)
	家屋倒壊等氾濫想定区域* 河岸浸食	○洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域【洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)】  地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります (出典: 内閣府資料)
	内水浸水想定区域 浸水深 想定最大規模降雨	○下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に浸水が想定される区域【水防法】 ※内水浸水想定区域のシミュレーションが未実施であるため、過去の災害履歴等を基に災害リスクの分析を行います。

※居住誘導区域内にため池の浸水想定区域*はありません。(ため池ハザードマップ*による。)

*浸水想定区域(P190) *家屋倒壊等氾濫想定区域(P188) *ハザードマップ(P192)

分類	災害ハザード	説明
	土砂災害特別警戒区域* (レッドゾーン)	<p>○急傾斜地の崩壊が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域</p> <p>【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】</p>
	土砂災害警戒区域* (イエローゾーン)	<p>○急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域</p> <p>【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】</p> <div data-bbox="694 537 1292 974" data-label="Diagram"> </div> <p>(出典：国土交通省資料)</p>
土砂災害	大規模盛土造成地	<p>○「盛土の面積が 3,000 m²以上 (谷埋め型大規模盛土造成地)」もしくは「原地盤面の勾配が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 m 以上 (腹付け型大規模盛土造成地)」を満たすもの</p> <p>【宅地造成及び特定盛土等規制法】</p> <p>■谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ</p> <div data-bbox="734 1276 1276 1556" data-label="Diagram"> </div> <p>■腹付け型大規模盛土造成地イメージ</p> <div data-bbox="766 1635 1244 1926" data-label="Diagram"> </div> <p>(出典：国土交通省資料)</p>

*土砂災害特別警戒区域(P192) *土砂災害警戒区域(P192)

①災害リスクの評価の視点

災害リスク評価については、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」等に基づき、以下の視点から判断します。

ア 浸水深の災害リスク評価

■浸水深と建物被害

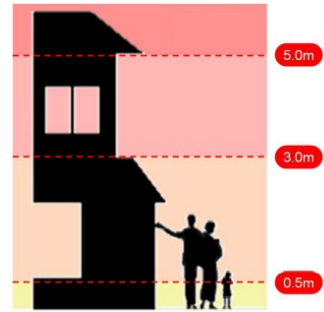
0.5m未満	1階床下が浸水
0.5m	1階床上が浸水
3.0m	2階床が浸水(1階が水没)
5.0m	2階の軒下が浸水(2階が水没)
5.0m以上	2階の屋根以上が浸水する

■垂直避難の可否の判定

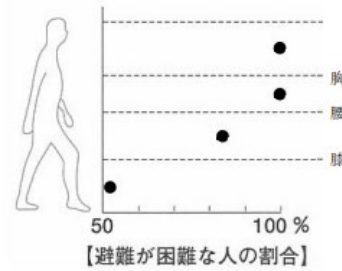
1階建	浸水深が 0.5m未満であれば可能
2階建	浸水深が 3.0m未満であれば可能
3階建	浸水深が 5.0m未満であれば可能

■浸水深と避難行動

0.5m	徒歩による避難が困難 (大人の膝まで浸かる)
------	---------------------------



【資料】洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)



【資料】水害ハザードマップ*作成の手引き

イ 浸水継続時間の災害リスク評価

- 各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるため、浸水継続時間が長く長期の孤立が想定される地域の有無に注意する必要があります。

【資料】水害の被害指標分析の手引

ウ 要配慮者利用施設*(医療・社会福祉施設等)の継続利用の可否

- 機能低下する条件については、自動車でのアクセスが困難となる0.3m以上の浸水による機能低下と設備の水没による機能低下の2つの条件が考えられます。医療用電子機器や介護設備等の水没する浸水深については0.3m以下となることはほとんどないと考えられ、自動車でのアクセスが困難となる浸水深0.3mを機能低下の基準としますが、既存の浸水ランクには、0.3mの区分がないため、本計画では0.5mを基準とします。

浸水深 0.3m	自動車(救急車)の走行困難、災害時要配慮者の避難が困難な水位
浸水深 0.5m	徒歩による移動困難、床上浸水
浸水深 0.7m	コンセントに浸水し停電(医療用電子機器や介護設備等の使用困難)

【資料】水害の被害指標分析の手引

■参考)浸水深と自動車走行

0.1m未満	走行に関し、問題はない
0.1~0.3m	ブレーキ性能が低下し、安全な場所へ車を移動させる必要がある
0.3~0.5m	エンジンが停止し、車から退出を図らなければならない
0.5m以上	車が浮き、また、パワーウィンドウ付きの車では車の中に閉じ込められてしまい、車とともに流され非常に危険な状態となる

【資料】水害ハザードマップ*作成の手引き

*要配慮者利用施設(P193) *ハザードマップ(P192)

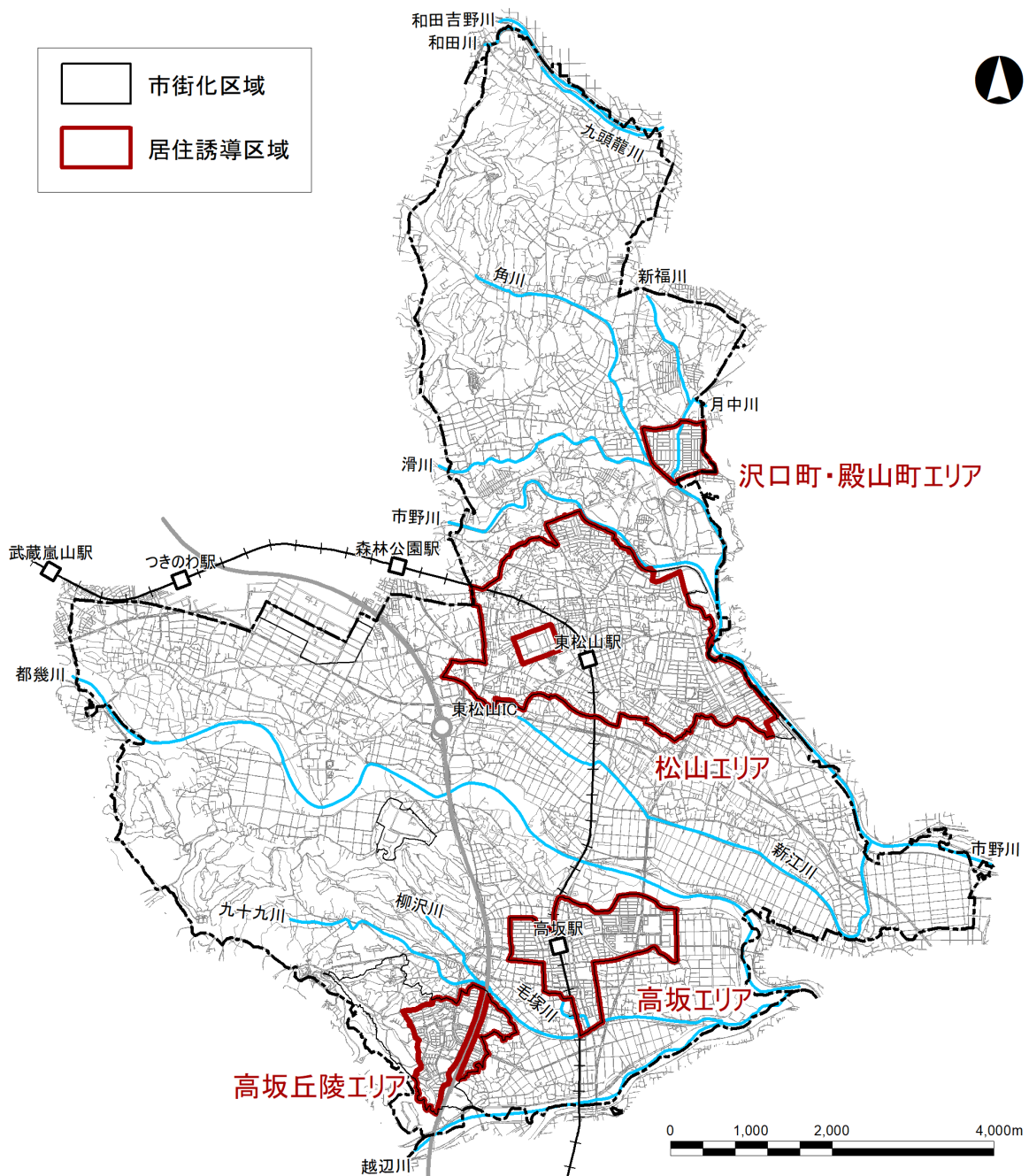
工 家屋倒壊等氾濫想定区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域*では、頑強なビルに関しては倒壊等のおそれは低いため、ただちに立退き避難が必要との判断にならない場合もありますが、この区域では洪水時に生命・身体に直接影響を及ぼすリスクがあるため、原則、避難情報に従って安全な場所へ早期に避難することが必要となります。

(2)災害リスクの抽出・分析

(1)で整理した災害ハザード情報を基に、居住誘導区域(都市機能誘導区域含む)における災害リスクを抽出・分析します。

図89 居住誘導区域(エリア)の位置



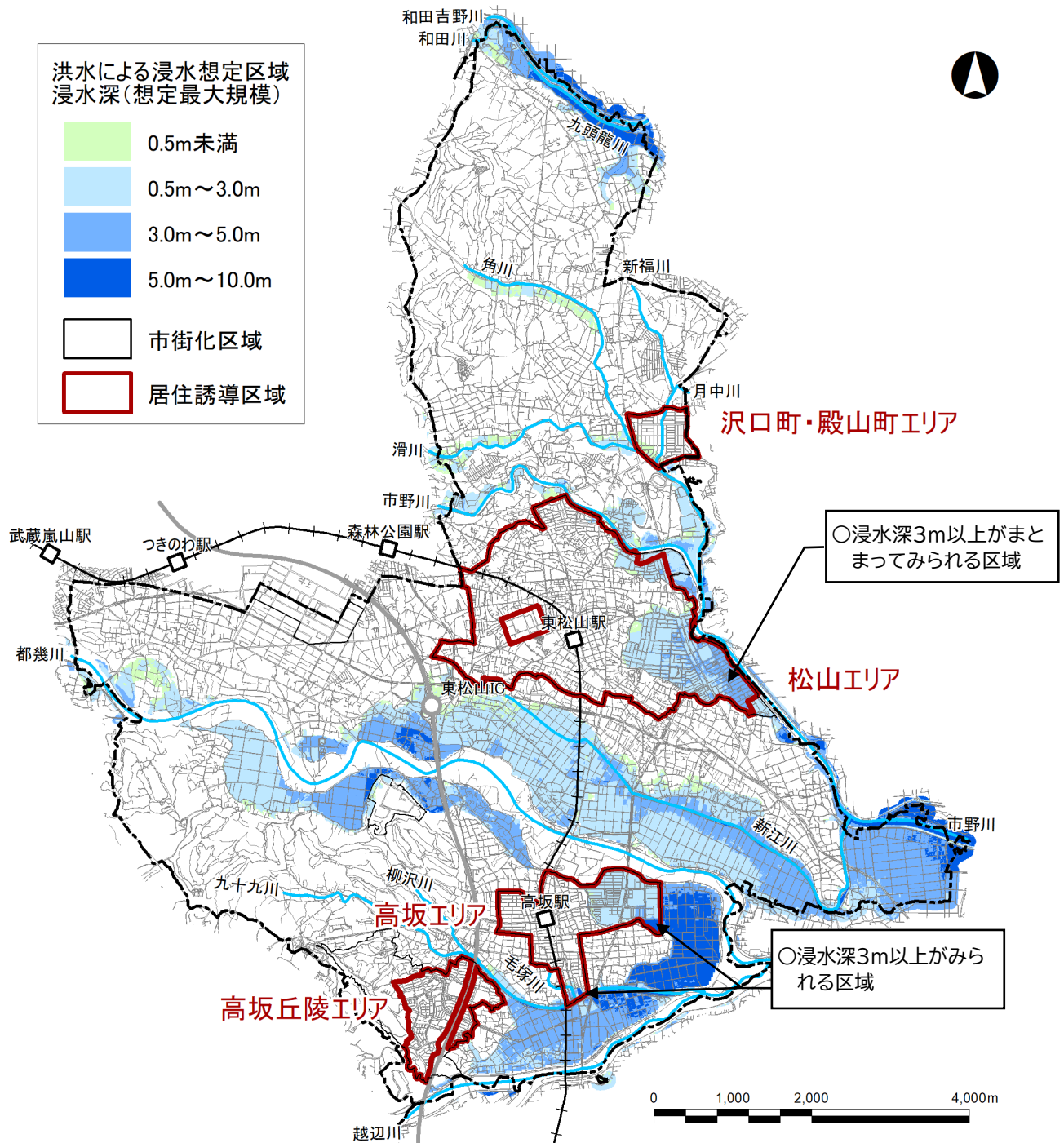
*家屋倒壊等氾濫想定区域(P188)

①洪水(外水氾濫)

【想定最大規模による洪水リスク】

洪水(想定最大規模)による浸水想定区域*をエリア別にみると、松山エリアの東部と、高坂エリアの東部及び南部で浸水想定区域*がみられます。松山エリアの東部では、1階部分が水没するおそれのある3m以上の浸水想定区域*がまとってみられます。

図 90 想定最大規模による洪水浸水リスク(浸水想定区域・浸水深)

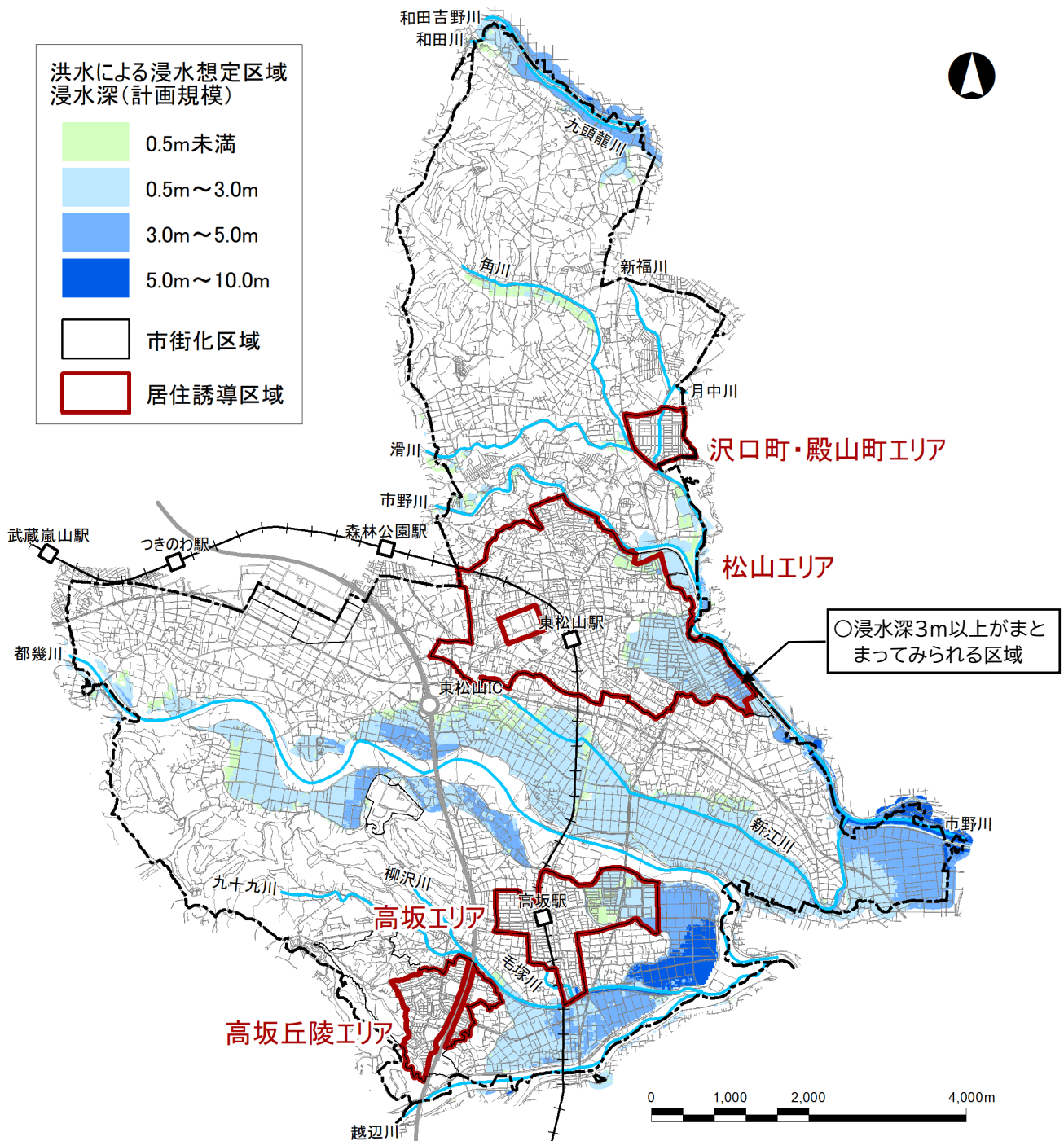


*浸水想定区域(P190)

【計画規模による洪水リスク】

洪水(計画規模)による浸水想定区域*をエリア別にみると、想定最大規模と比較し範囲は狭くなるものの、松山エリアの東部で1階部分が水没するおそれのある3m以上の浸水想定区域*がまとまってみられます。

図 91 計画規模による洪水浸水リスク(浸水想定区域・浸水深)

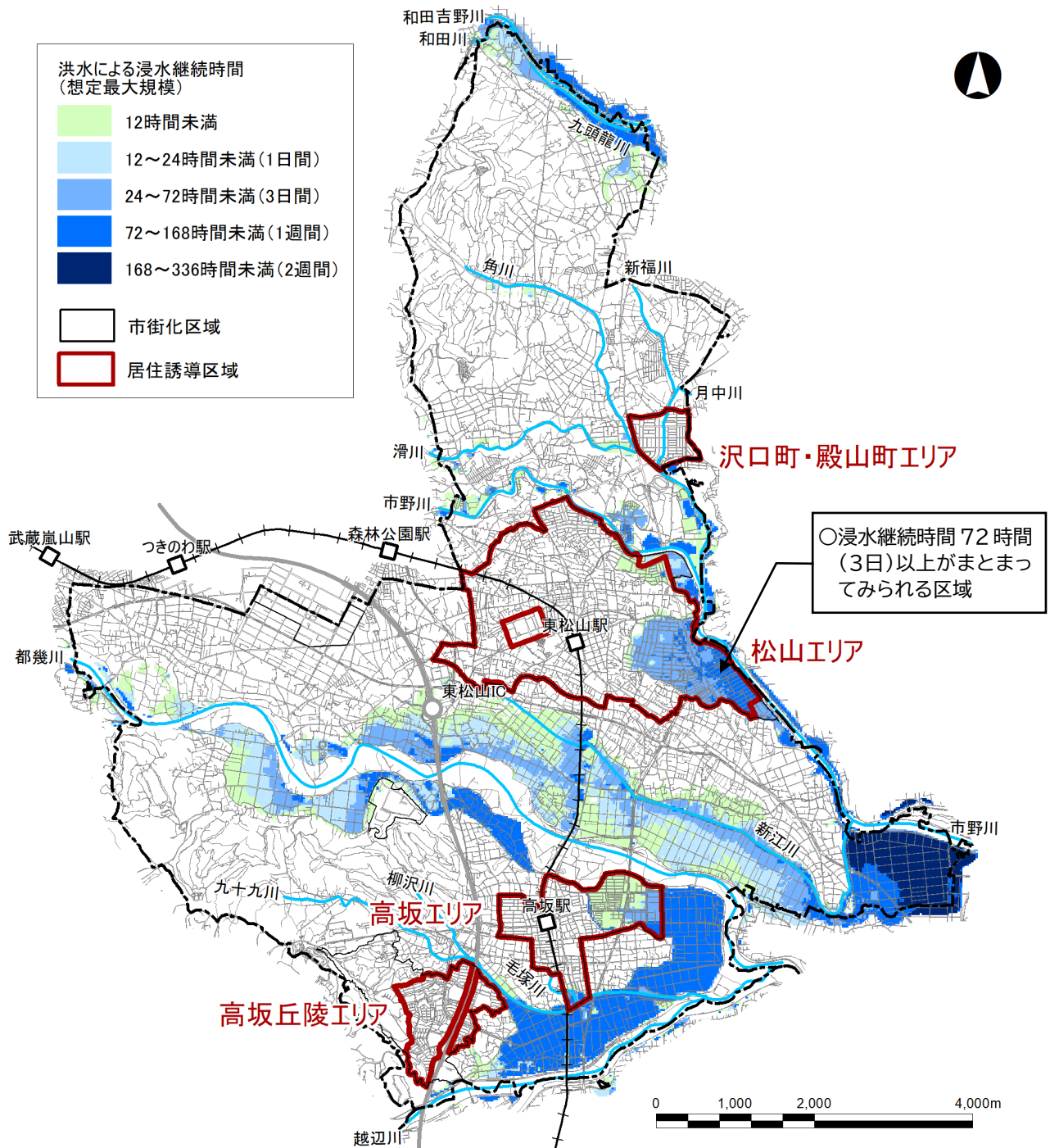


*浸水想定区域(P190)

【浸水継続時間】

浸水継続時間をエリア別にみると、松山エリアの東部で、各家庭で飲料水や食料等を備蓄していると推察される3日間(72時間)以上の区域がまとまってみられます。

図 92 浸水継続時間

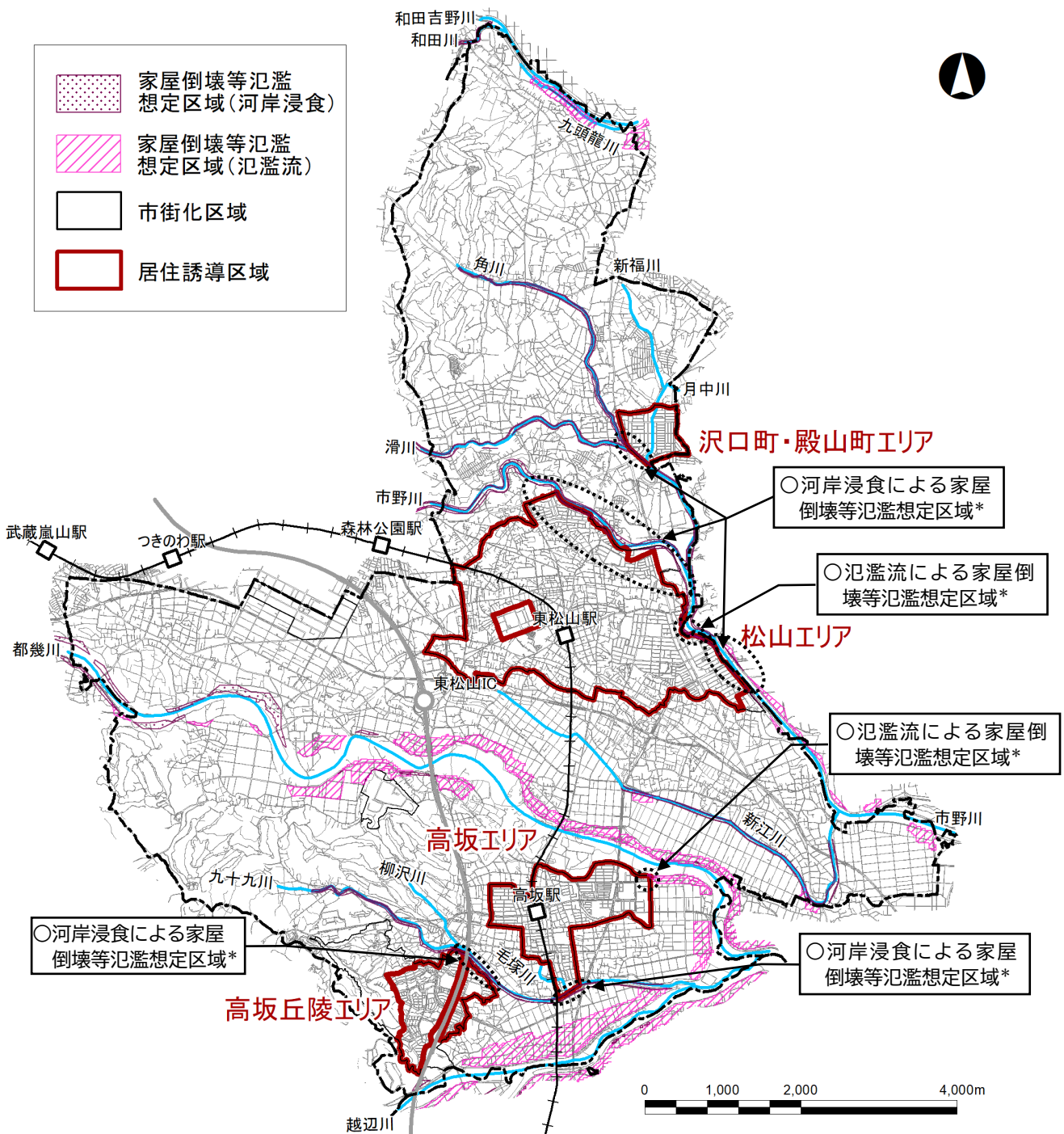


【氾濫流・河岸浸食による家屋倒壊等リスク】

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域*は、市野川沿岸の松山エリア、都幾川沿岸の高坂エリアでみられます。

また、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域*は、市野川沿岸の松山エリア、滑川沿岸の沢口町・殿山町エリア、九十九川沿岸の高坂エリアと高坂丘陵エリアでみられます。

図93 氾濫流・河岸浸食による家屋倒壊等リスク(家屋倒壊等氾濫想定区域)

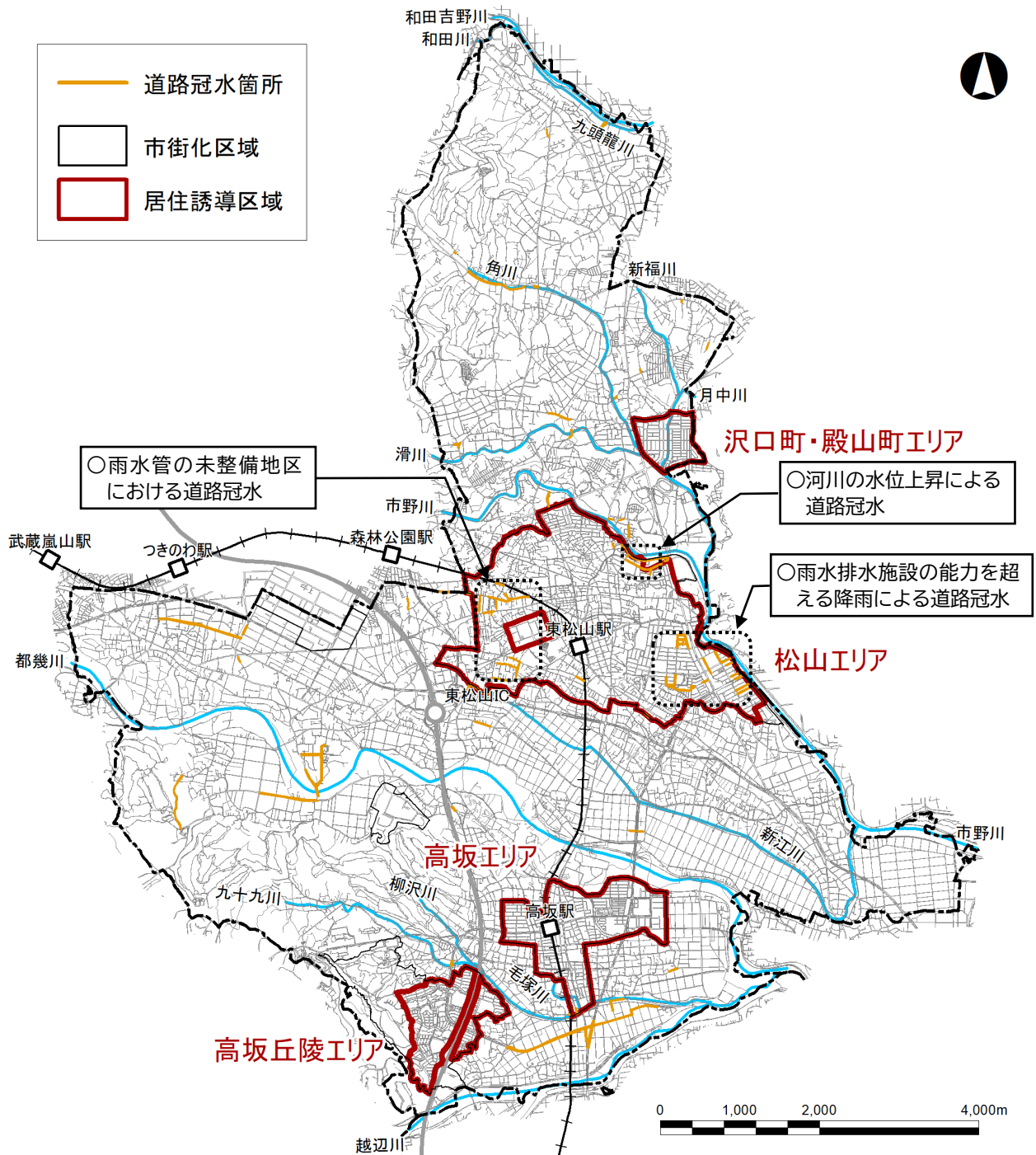


*家屋倒壊等氾濫想定区域(P188)

②雨水出水(内水氾濫)

本市においては、公共下水道計画区域内の汚水管を先行して整備してきたため、雨水管の整備が進んでいない区域があることや、台風や集中豪雨により、松山エリアの特定場所で度々道路冠水が発生しています。主に、排水施設の能力を超える雨水が集まることや、河川の水位上昇に伴う内水の排水能力低下が原因となっています。

図 94 内水による道路冠水箇所



③土砂災害

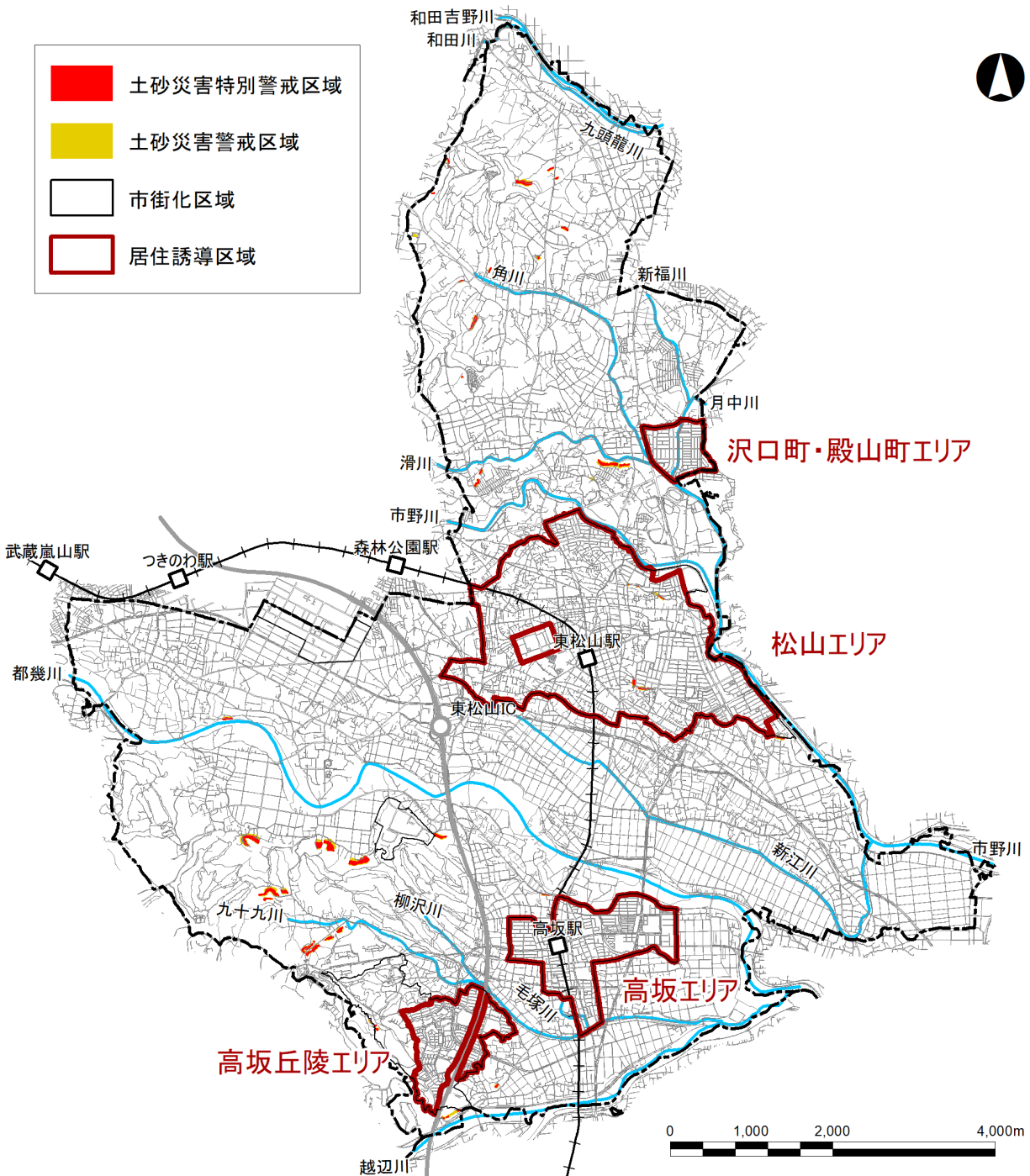
本市における土砂災害警戒区域*は50箇所、土砂災害特別警戒区域*は48箇所となっており、それら全てが急傾斜地の崩壊のおそれがある区域となっています。

このうち、市街化区域*内には土砂災害警戒区域*13箇所、土砂災害特別警戒区域*13箇所が指定されています。

表 18 土砂災害警戒区域等の指定状況（最終指定日：平成28年10月11日）

土砂災害警戒区域*	土砂災害特別警戒区域*
50 箇所	48 箇所

図 95 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況



*土砂災害警戒区域(P192) *土砂災害特別警戒区域(P192) *市街化区域(P189)

④大規模盛土造成地

埼玉県では、国のガイドラインに基づき、既存宅地における大規模盛土造成地の有無等の調査（第一次スクリーニング）を実施しており、本市においては37箇所が該当しています。

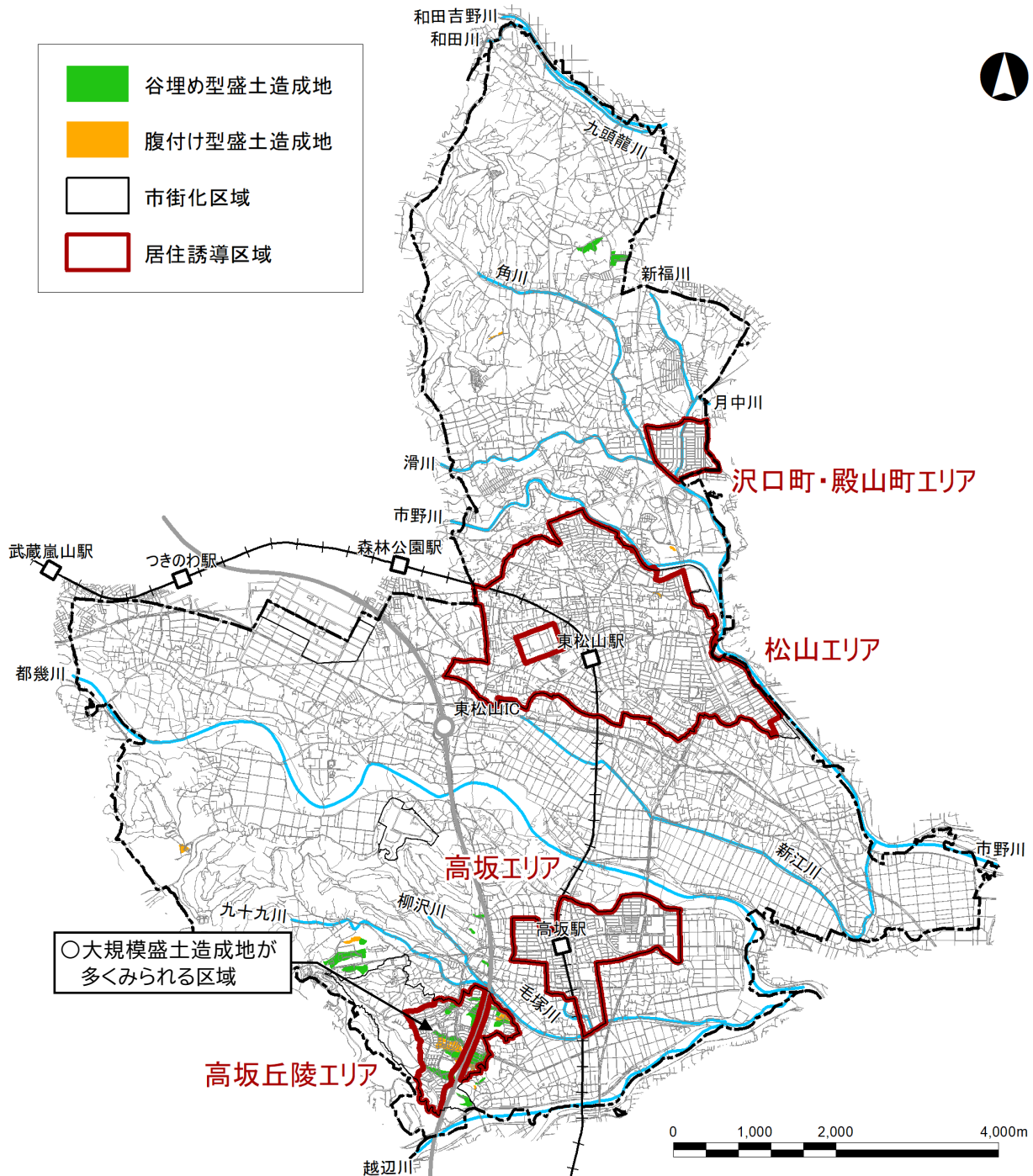
本市では、これら37箇所について、地盤調査及び安定計算により滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地を抽出することを目的とする調査（第二次スクリーニング）の優先度評価を実施しましたが、早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土はないことが確認されています。

表19 第一次スクリーニング結果による大規模盛土造成地箇所数

谷埋め盛土	腹付け盛土	合計
24 箇所	13 箇所	37 箇所

【資料】埼玉県ホームページ(埼玉県都市整備部 都市計画課)

図96 第一次スクリーニング結果による大規模盛土造成地箇所



(3)災害リスクの高い地域等の抽出

(2)で整理した災害ハザード情報と人口動向や避難場所、要配慮者利用施設*の配置等の情報(都市情報)の重ね合わせから、減災又は避難の視点から災害リスクの高い地域等を抽出します。

なお、浸水深別の洪水浸水想定区域については、災害リスクが最も高くなる「想定最大規模」により分析を行います。

表 20 重ね合わせ分析の視点・目的

災害ハザード情報	分析	都市情報	可視化・分析の視点	目的
洪水浸水想定区域 浸水深 (想定最大規模)	1	◇人口 ◇避難施設徒歩圏 (800m)	○どの程度の住民の避難が必要か ○徒歩での避難が可能か	◆浸水深に応じた避難施設への避難のしやすさや、階上への避難(垂直避難)の可能性を分析することで、避難安全性の向上に繋げるため
	2	◇高齢者 ◇避難施設徒歩圏 (500m)	○避難支援の必要性が高いか ○早期避難の必要性が高いか	
	3	◇建物(階数) ◇避難施設徒歩圏 (800m)	○垂直避難で対応できるか ○垂直避難が困難な場合、徒歩での避難ができるか	
	4	◇要配慮者利用施設*	○垂直避難で対応できるか	
	5		○施設が継続利用できるか	
	6	◇緊急輸送道路*	○緊急輸送道路*の寸断がないか	
洪水浸水想定区域 浸水継続時間	7	◇要配慮者利用施設*	○長期間孤立する要配慮者利用施設*はないか	◆浸水継続時間と避難施設・要配慮者利用施設*の位置関係を分析することで、避難継続に必要な環境構築に繋げるため
家屋倒壊等氾濫 想定区域* (河岸浸食)	8	◇建物	○家屋倒壊の危険性がないか	◆災害発生時の被害軽減に向けた取組に繋げるため
家屋倒壊等氾濫 想定区域* (氾濫流)	9	◇建物(木造)	○家屋倒壊の危険性がないか	
土砂災害特別警戒 区域*・土砂災害警 戒区域*	10	◇建物	○建物損壊の危険性がないか	
	11	◇緊急輸送道路*	○緊急輸送道路*の寸断がないか	◆災害発生後の緊急物資に必要な道路確保の取組に繋げるため

*要配慮者利用施設(P193) *緊急輸送道路(P188) *家屋倒壊等氾濫想定区域(P188) *土砂災害特別警戒区域(P192)
*土砂災害警戒区域(P192)

①都市情報との重ね合わせ分析による評価の視点

重ね合わせに使用する都市情報は、以下のとおりです。

表21 重ね合わせ分析に使用する都市情報

項目	情報	出典
人口	○密度(増減):100mメッシュ単位 ○高齢者数(増減):100mメッシュ単位	令和2年国勢調査
建物	○建物構造 ○建物階数	家屋図 (家屋課税台帳)
都市機能*	○水防法及び土砂災害防止法に基づき定める要配慮者利用施設* ○主な都市機能*(行政施設、文化施設、商業施設、医療施設)	地域防災計画
避難施設	○指定緊急避難場所*からの距離	地域防災計画
緊急輸送道路*	○緊急輸送道路*	地域防災計画

※家屋図(家屋課税台帳):全ての建物に属性が入っていないため、おおまかな傾向を把握します。

都市情報との重ね合わせ分析による評価については、以下の視点から判断します。

ア 人口密度

- ・人口密度が高いほど、被災人口が多くなると想定されることから、災害リスクが高いと判断します。

<参考:住宅用地の人口密度の目標>

100人/ha	土地の高度利用を図るべき区域
80人/ha	上記以外の区域
60人/ha	土地利用密度の低い地域
40人/ha	既成市街地の最低基準

(出典:都市計画運用指針)

イ 高齢者数(増減)

- ・高齢者が多いほど、被災する高齢者が多くなると想定されることから、災害リスクが高いと判断します。

ウ 建物構造

- ・木造家屋の場合、河川の氾濫流や土砂災害により家屋の倒壊や流出の可能性があることから、災害リスクが高いと判断します。
- ・木造家屋、非木造家屋とも、河川の河岸浸食により家屋が倒壊等する可能性があり、災害リスクが高いと判断します。

エ 建物階数

- ・浸水深と建物高さの関係から、垂直避難が困難と想定される場合、災害リスクが高いと判断します。

オ 要配慮者利用施設

- ・要配慮者利用施設*は、浸水深が0.5m以上で継続利用が困難と想定される場合、災害リスクが高いと判断します。

カ 主な都市機能

- ・主な都市機能*が災害ハザードエリアに立地する場合、災害リスクが高いと判断します。

キ 指定緊急避難場所からの距離

- ・避難距離が日常的な徒歩圏を超え、徒歩による避難が難しいと判断される場合、災害リスクが高いと判断します。

ク 緊急輸送道路

- ・災害時に緊急輸送道路*の利用が困難となるおそれのある場合、災害リスクが高いと判断します。

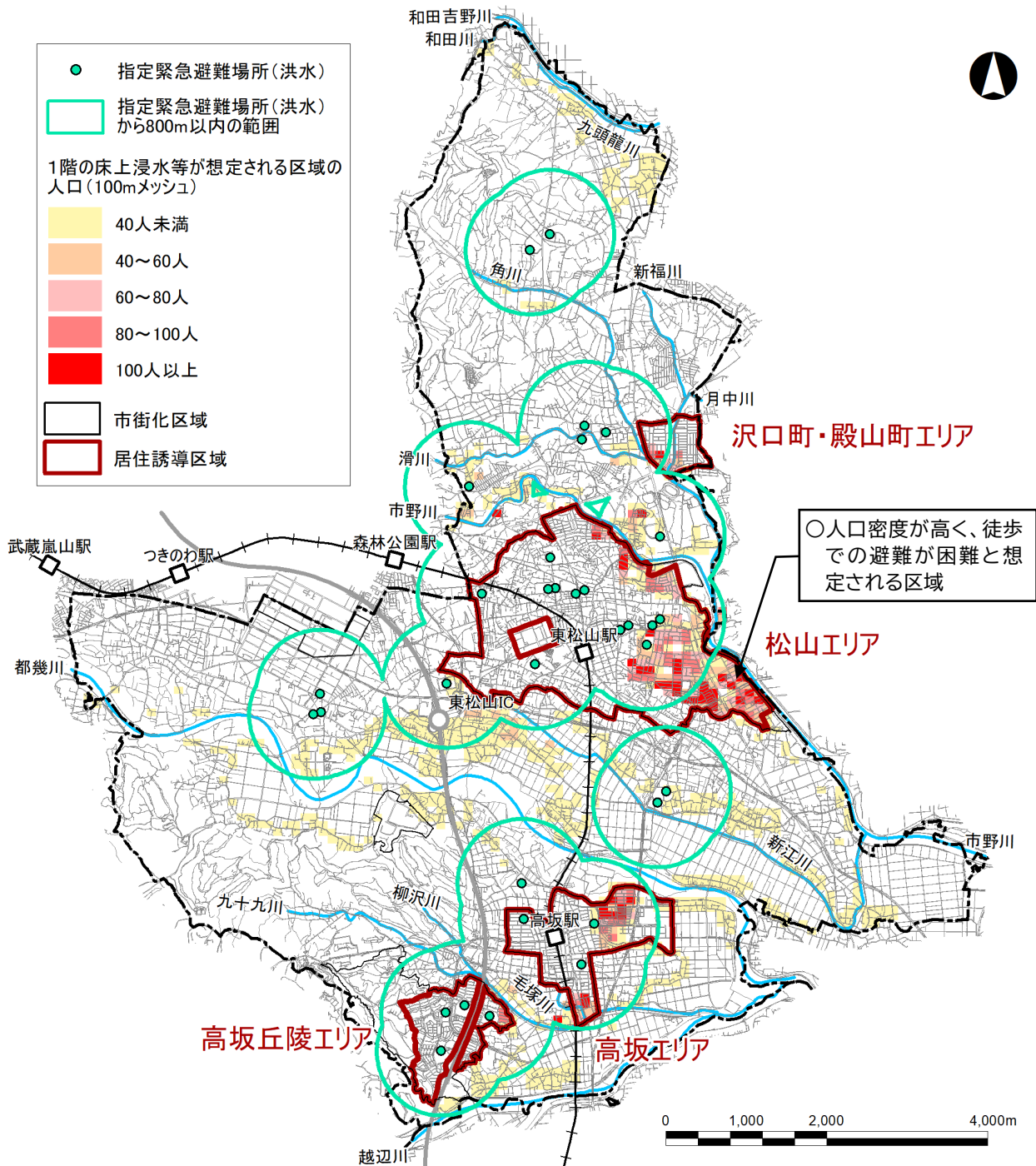
*都市機能(P191) *要配慮者利用施設(P193) *指定緊急避難場所(P189) *緊急輸送道路(P188)

②浸水想定区域 浸水深

分析	洪水浸水想定区域×人口×指定緊急避難場所からの距離(800m)
1	分析の視点 どの程度の住民の避難が必要か／徒歩での避難が可能か

居住誘導区域内において、1階の床上浸水以上となる浸水深(0.5m以上)が想定される区域のうち、人口密度が100人/ha 以上の箇所は、松山エリアの東部と、高坂エリアの東部及び南部でまとめてみられ、4エリアで避難が必要となる住民の合計は1万人以上と想定されます。

このうち指定緊急避難場所*からの距離が800mを超え、徒歩による避難が困難であるため、災害リスクが高いと考えられる箇所は、松山エリアの東部でまとめてみられます。

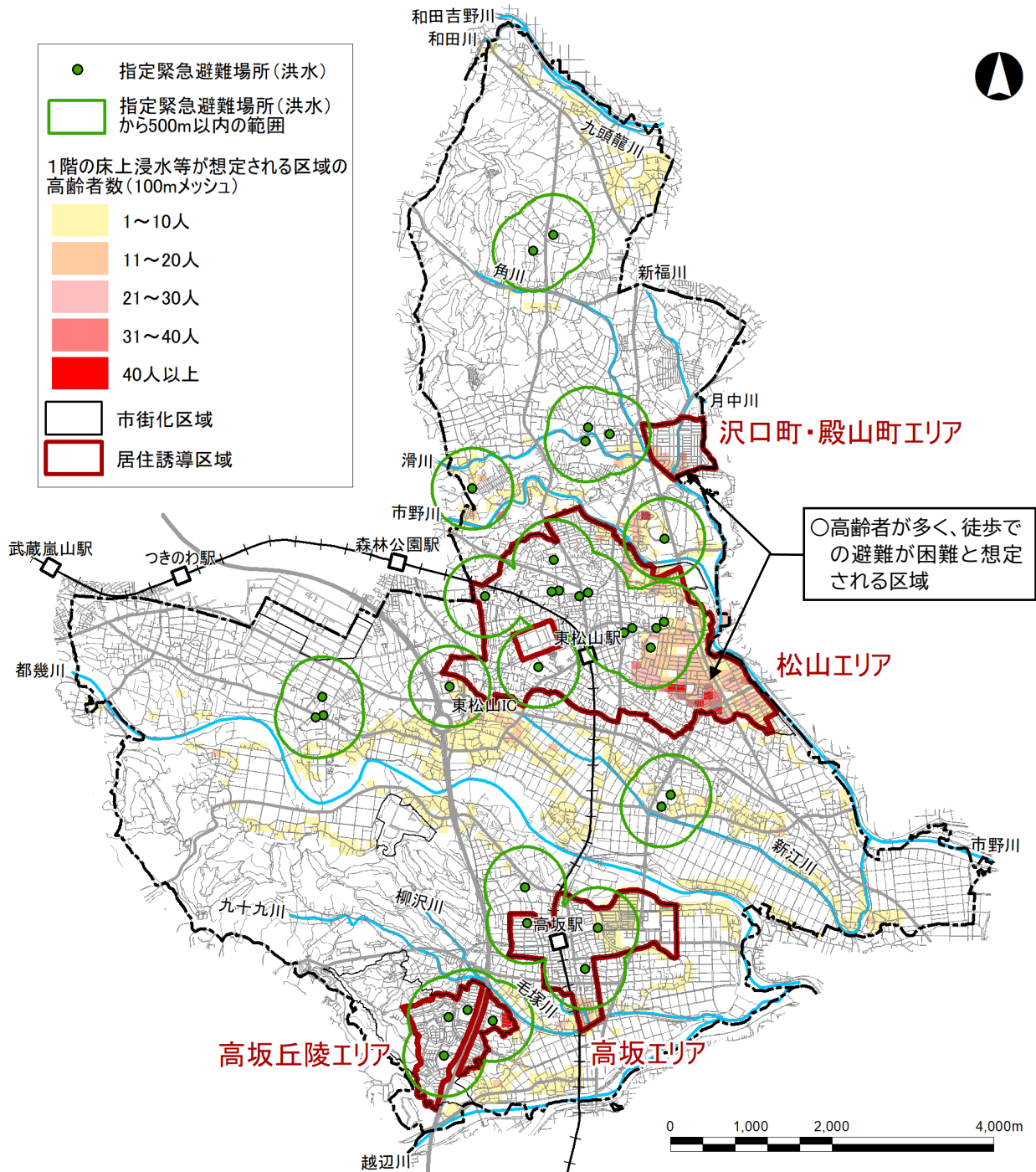


*指定緊急避難場所(P189)

分析 2	分析の視点	洪水浸水想定区域×高齢者数×指定緊急避難場所からの距離(500m)
		避難支援の必要性が高いか／早期避難の必要性が高いか

居住誘導区域内において、1階の床上浸水以上となる浸水深(0.5m以上)が想定される区域のうち、高齢者数40人/ha以上の箇所は、松山エリアの東部でまとまってみられます。また、沢口町・殿山町エリアの南部においても、高齢者の多い箇所がまとまってみられます。

さらにこれらの箇所については、指定緊急避難場所*からの距離が500mを超え、徒歩による避難が困難であるため、避難支援の必要性と早期避難の必要性が高いと考えられます。



*指定緊急避難場所(P189)

分析
3

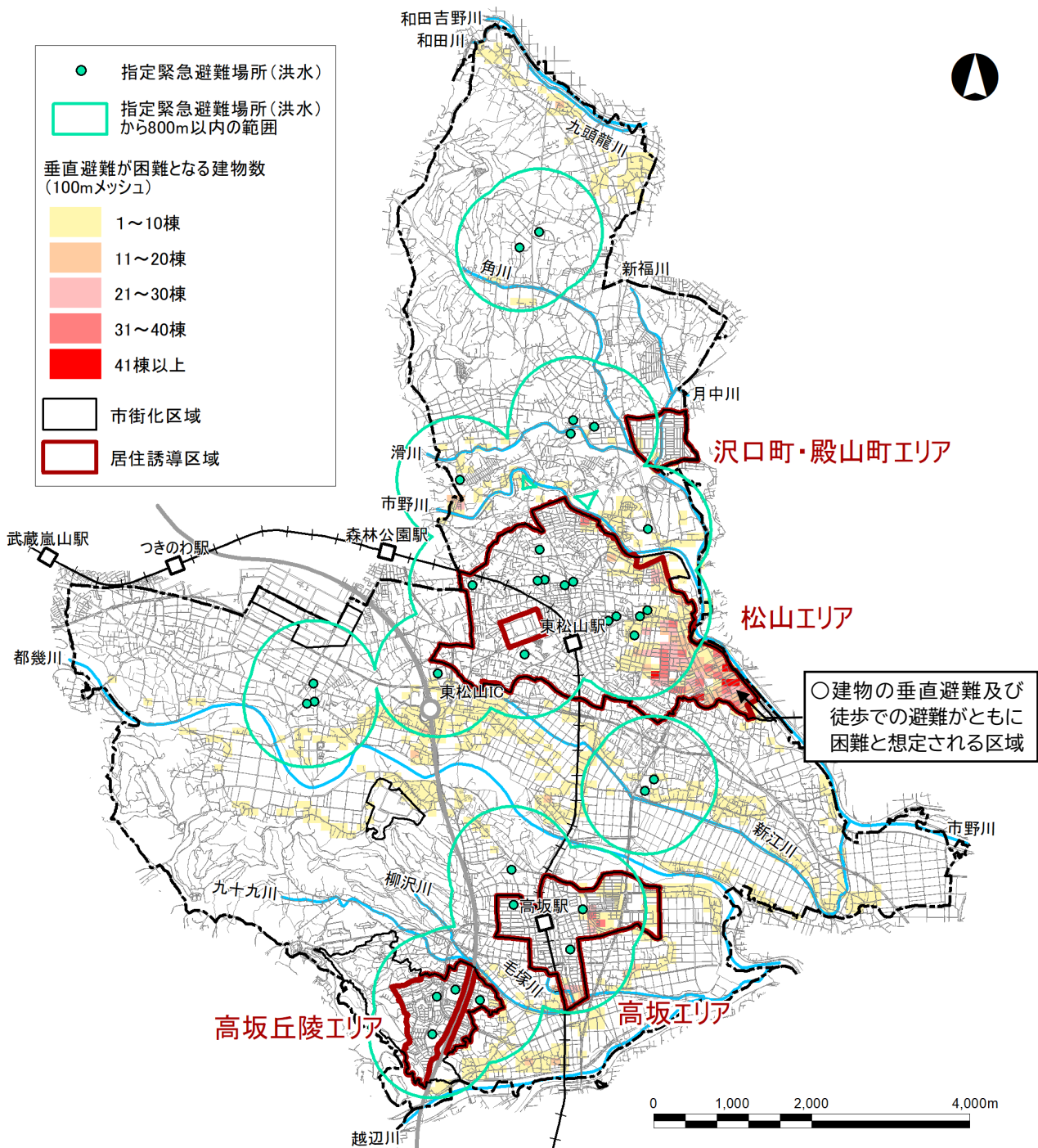
洪水浸水想定区域×建物階数×指定緊急避難場所からの距離(800m)

分析の
視点

垂直避難で対応できるか／垂直避難が困難な場合、徒歩での避難ができるか

居住誘導区域内において、建物階数と浸水深から垂直避難の可否をみると、垂直避難が困難となるおそれのある建物棟数が20棟/ha を超える箇所は、松山エリアの東部でまとまってみられます。

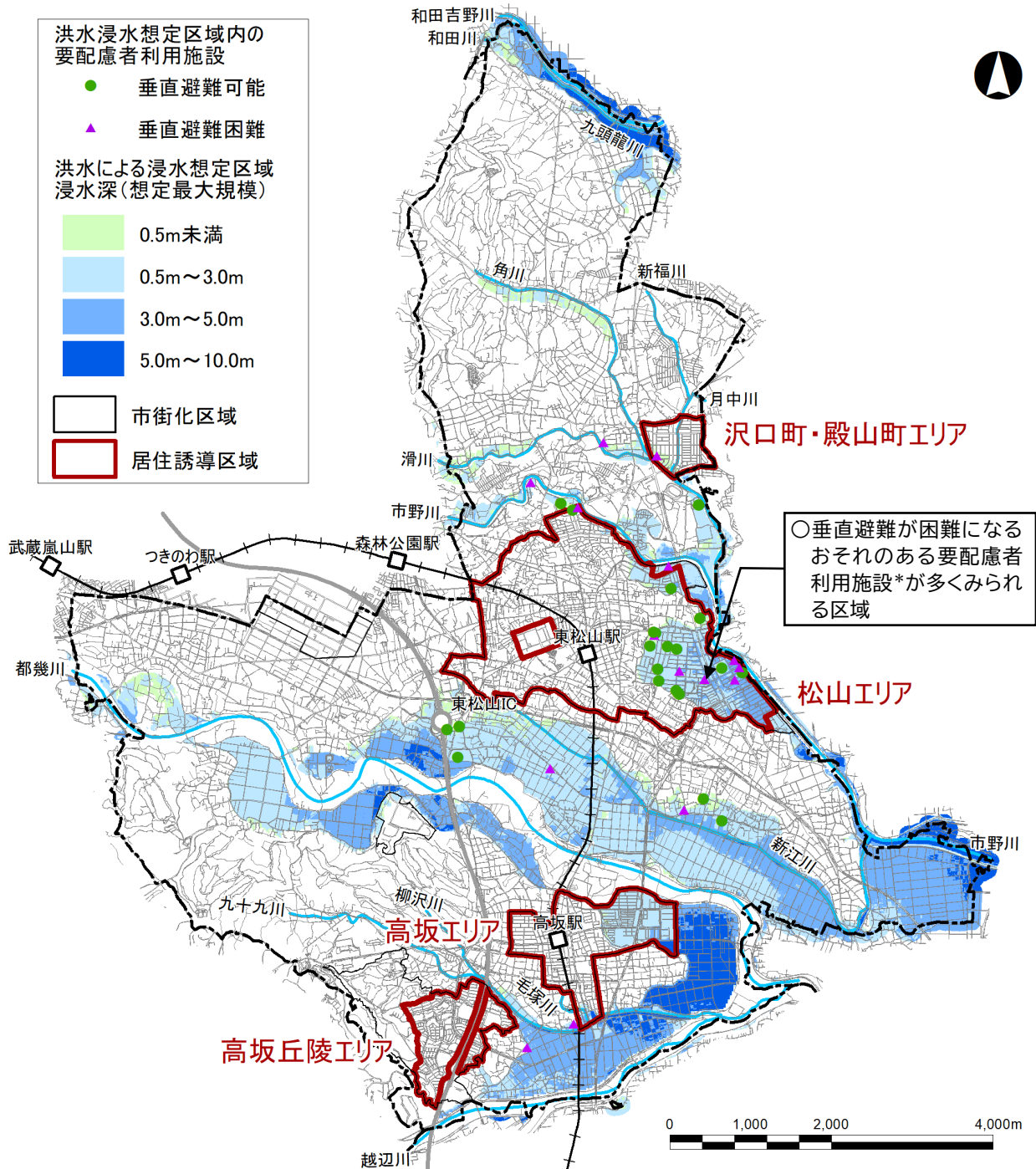
松山エリアの東部では、指定緊急避難場所*からの距離が800mを超え、徒歩での避難が困難となるおそれのある建物もまとまってみられます。



*指定緊急避難場所(P189)

分析 4	洪水浸水想定区域×要配慮者利用施設(垂直避難)	
	分析の視点	垂直避難で対応できるか

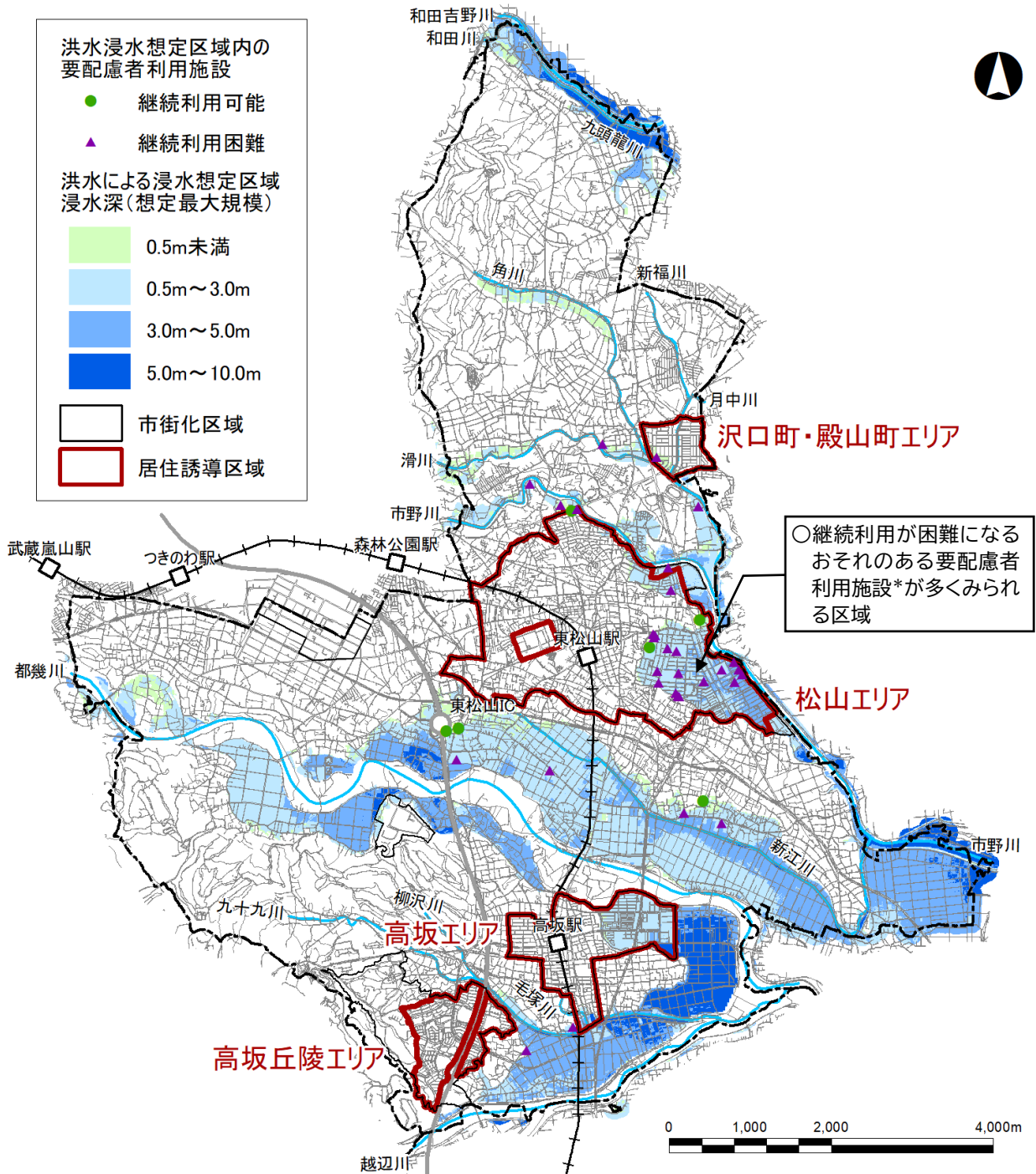
居住誘導区域内の洪水浸水想定区域内において、要配慮者利用施設*の階数と浸水深から垂直避難の可否をみると、垂直避難が困難になるおそれのある施設は、松山エリアでエリア東部を中心に7施設、沢口町・殿山町エリアで1施設となっています。



*要配慮者利用施設(P193)

分析 5 分析の視点 洪水浸水想定区域×要配慮者利用施設(継続利用)
 施設が継続利用できるか

居住誘導区域内の洪水浸水想定区域内において、要配慮者利用施設*の継続利用の可否をみると、継続利用が困難になるおそれのある施設は、松山エリアでエリア東部を中心に19施設、沢口町・殿山町エリアで1施設となっています。

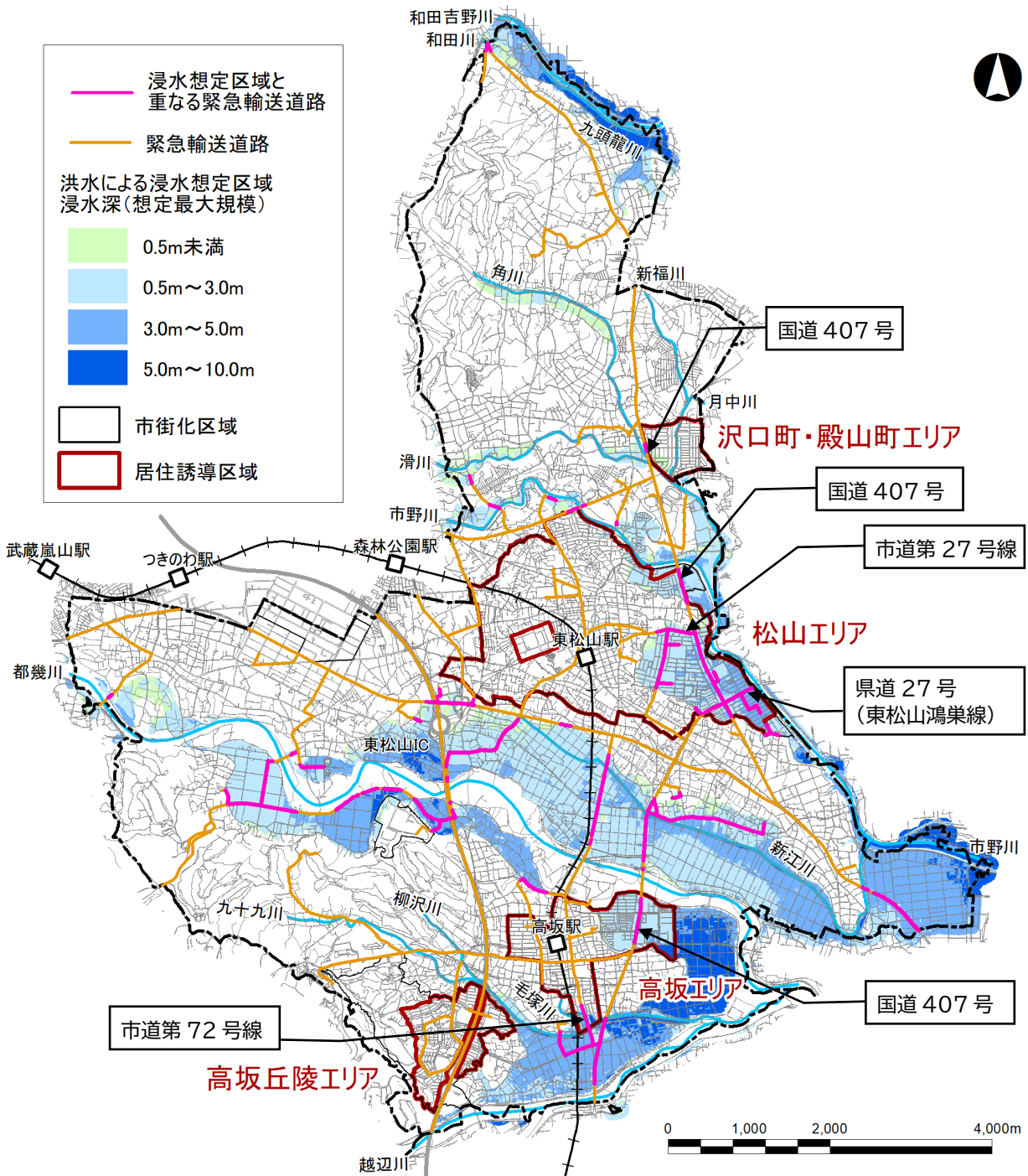


*要配慮者利用施設(P193)

分析 6 分析の視点 緊急輸送道路の寸断がないか

居住誘導区域内において、浸水深が0.5m以上となり緊急車両等の走行が困難になるおそれのある緊急輸送道路*は、松山エリア及び沢口町・殿山町エリアで市野川に平行する国道407号のほか、高坂エリアで都幾川を渡る国道407号などとなっています。

また、居住誘導区域外においては、都幾川などの河川との平行路線、河川を渡る区間など、多くの路線・区間で浸水深が0.5mを超えると想定され、市内外の拠点間の移動が困難になることも想定されます。



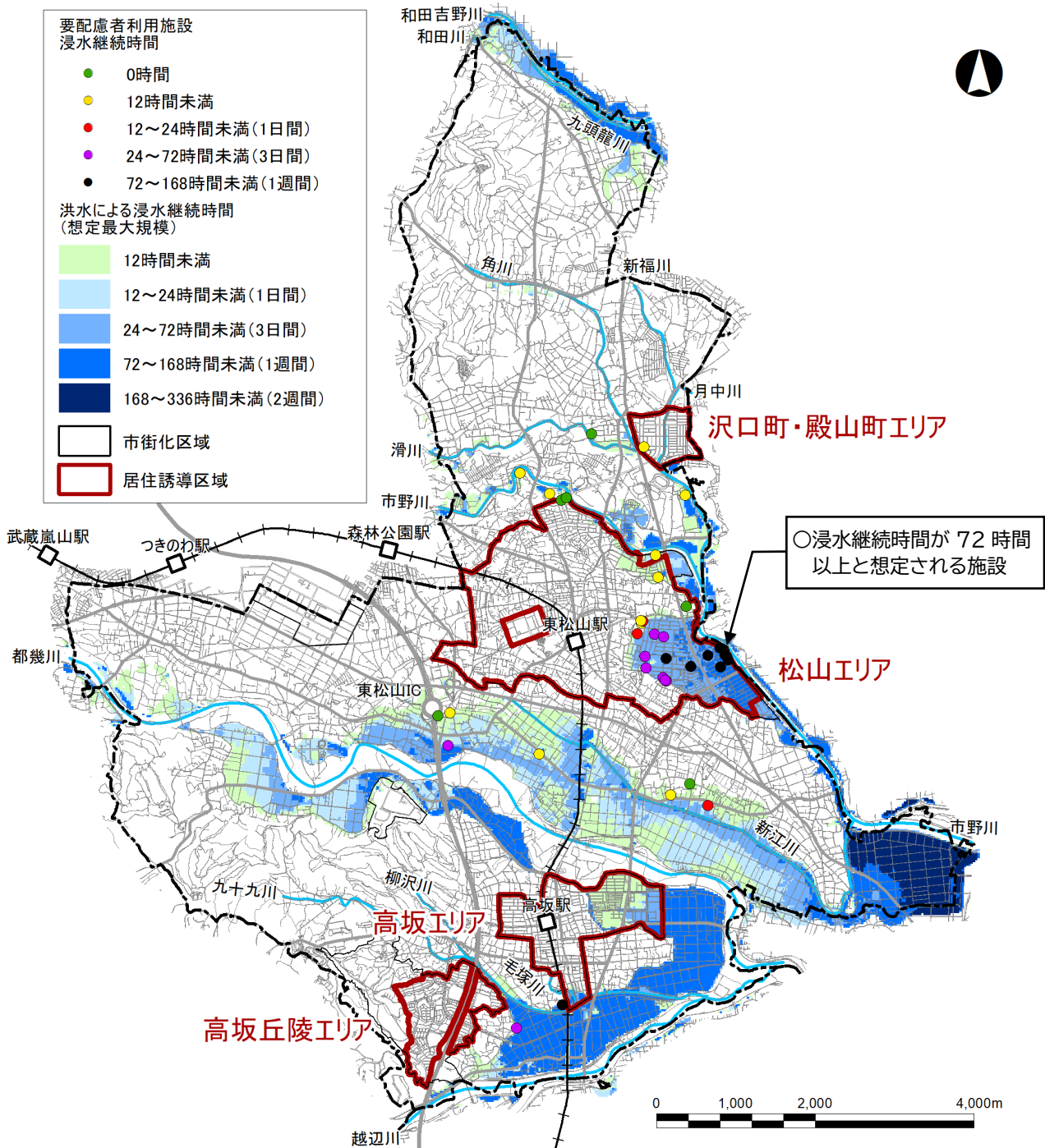
*緊急輸送道路(P188)

③浸水想定区域 浸水継続時間

分析	洪水浸水継続時間×要配慮者利用施設
7	分析の視点 長期間孤立する要配慮者利用施設はないか

要配慮者利用施設*の浸水継続時間を居住誘導区域別にみると、松山エリアでは12時間未満が3施設、12時間以上24時間未満が2施設、24時間以上72時間未満が7施設、72時間以上168時間未満が7施設、沢口町・殿山町エリアでは12時間未満が1施設となっています。

これらの施設については、浸水継続時間内において、医療・社会福祉施設などが外部からの救援や物資輸送などがない状況の中、施設単独で機能を維持すべき必要があると想定されます。



*浸水想定区域(P190) *要配慮者利用施設(P193)

立地適正化計画の概要 第1章

人口都市構造の分析・課題の整理 第2章

計画の基本方針 第3章

都市機能誘導区域・誘導施設・誘導策 第4章

居住誘導区域・誘導策 第5章

防災指針 第6章

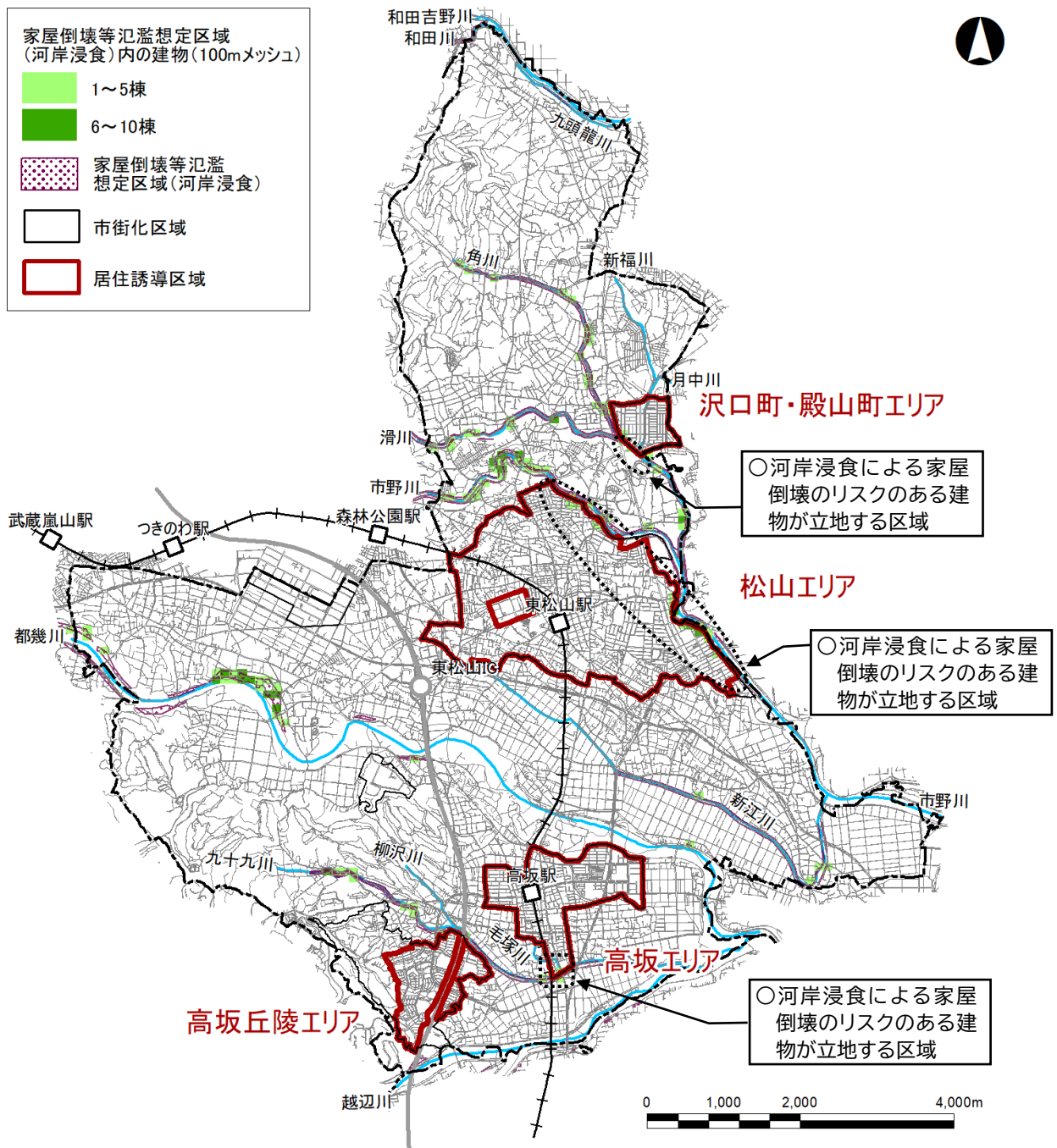
まちづくりの推進に向けて 第7章

資料編

④家屋倒壊等氾濫想定区域

分析	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)×建物
8	分析の視点 家屋倒壊の危険性がないか

河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域*に位置し、家屋倒壊のリスクのある建物は、市野川沿岸の松山エリア、滑川沿岸の沢口町・殿山町エリア、九十九川沿岸の高坂エリアで見られます。



*家屋倒壊等氾濫想定区域*は、居住誘導区域外です。

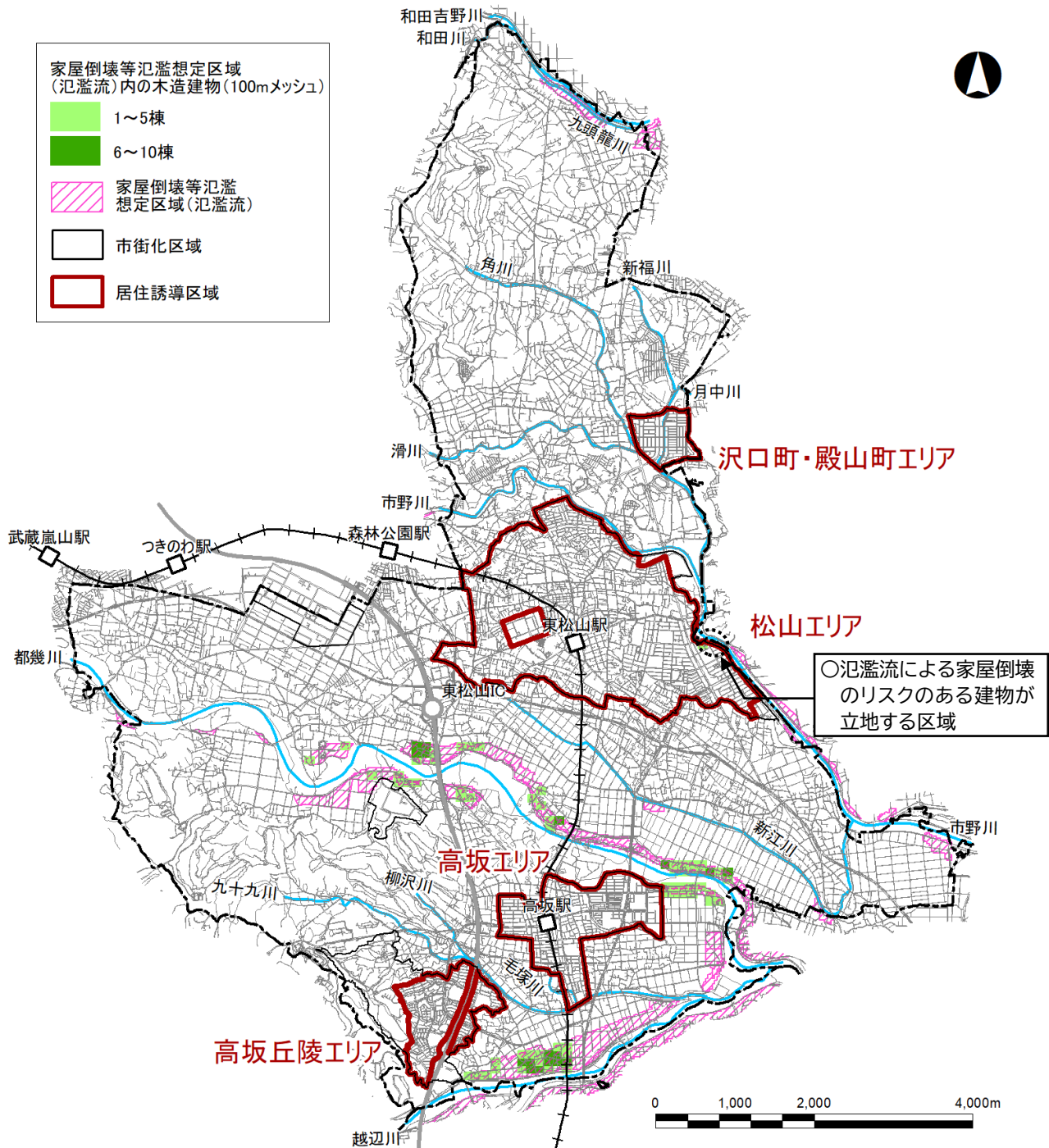
*家屋倒壊等氾濫想定区域(P188)

分析
9

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)×木造建物

分析の視点 家屋倒壊の危険性がないか

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域*に位置し、家屋倒壊のリスクのある木造の建物は、松山エリアで見られます。

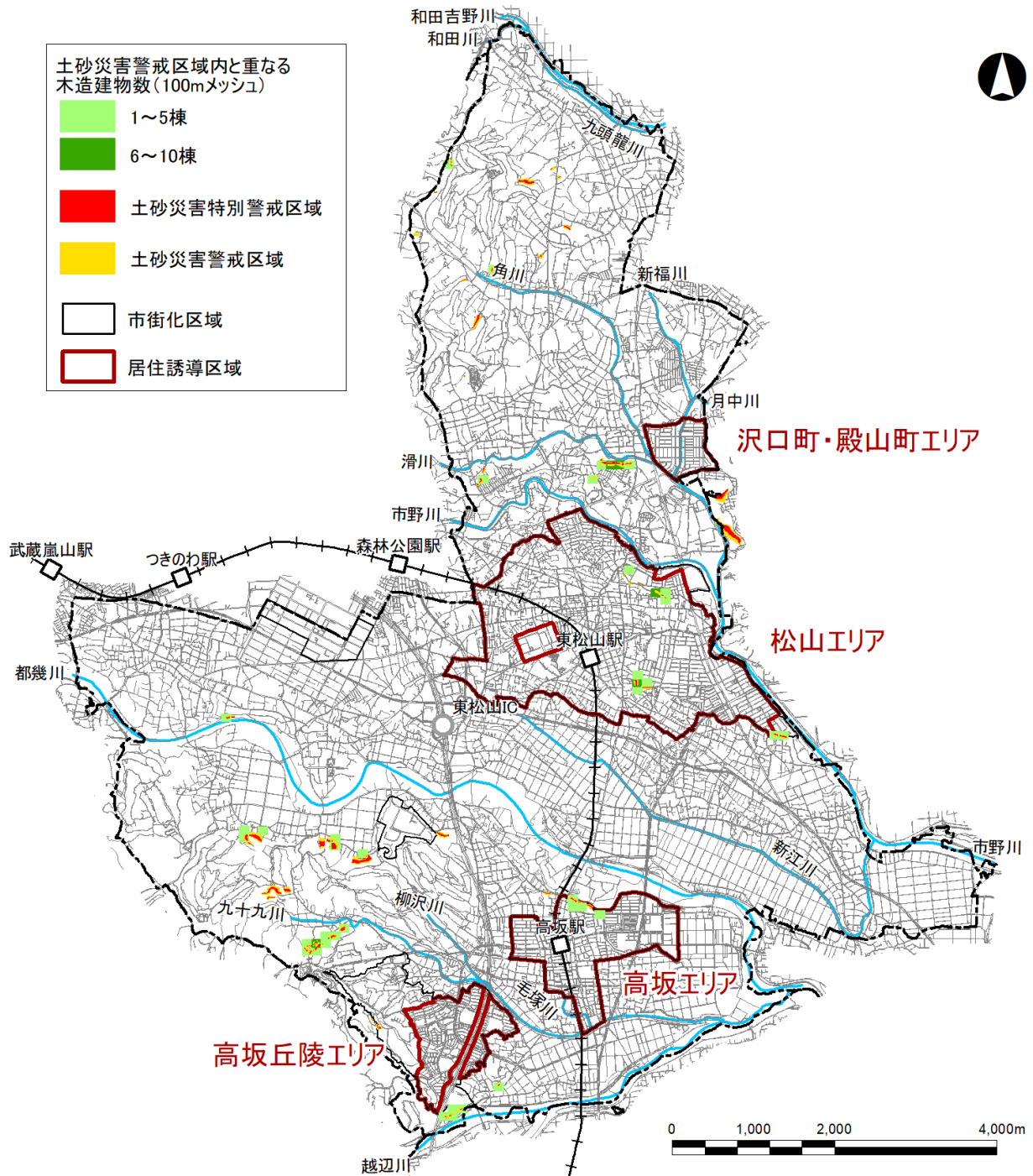


*家屋倒壊等氾濫想定区域(P188)

⑤土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

分析	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×建物	
10	分析の視点	建物損壊の危険性がないか

土砂災害特別警戒区域*又は土砂災害警戒区域*に位置し、建物損壊のリスクのある木造の建物は、松山エリアと高坂エリアでみられます。



※土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*は、居住誘導区域外です。

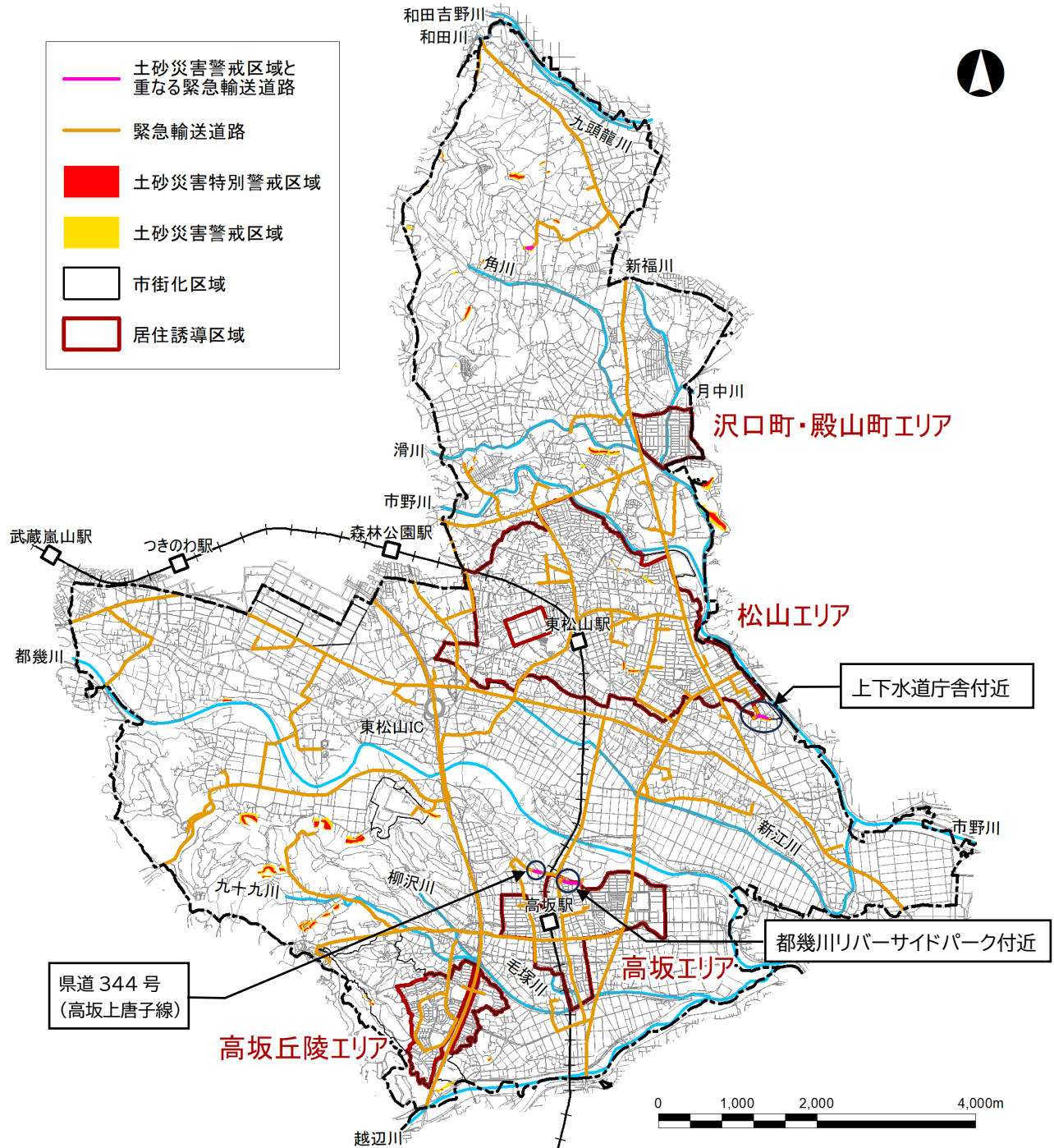
*土砂災害特別警戒区域(P192) *土砂災害警戒区域(P192)

分析
11

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

分析の視点 緊急輸送道路の寸断がないか

土砂災害特別警戒区域*又は土砂災害警戒区域*に位置し、土砂災害が発生した場合に道路閉塞のおそれがある緊急輸送道路*は、上下水道庁舎付近、都幾川リバーサイドパーク付近、県道344号(高坂上唐子線)の一部区間の3箇所となっています。



※土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*は、居住誘導区域外です。

*土砂災害特別警戒区域(P192) *土砂災害警戒区域(P192) *緊急輸送道路(P188)

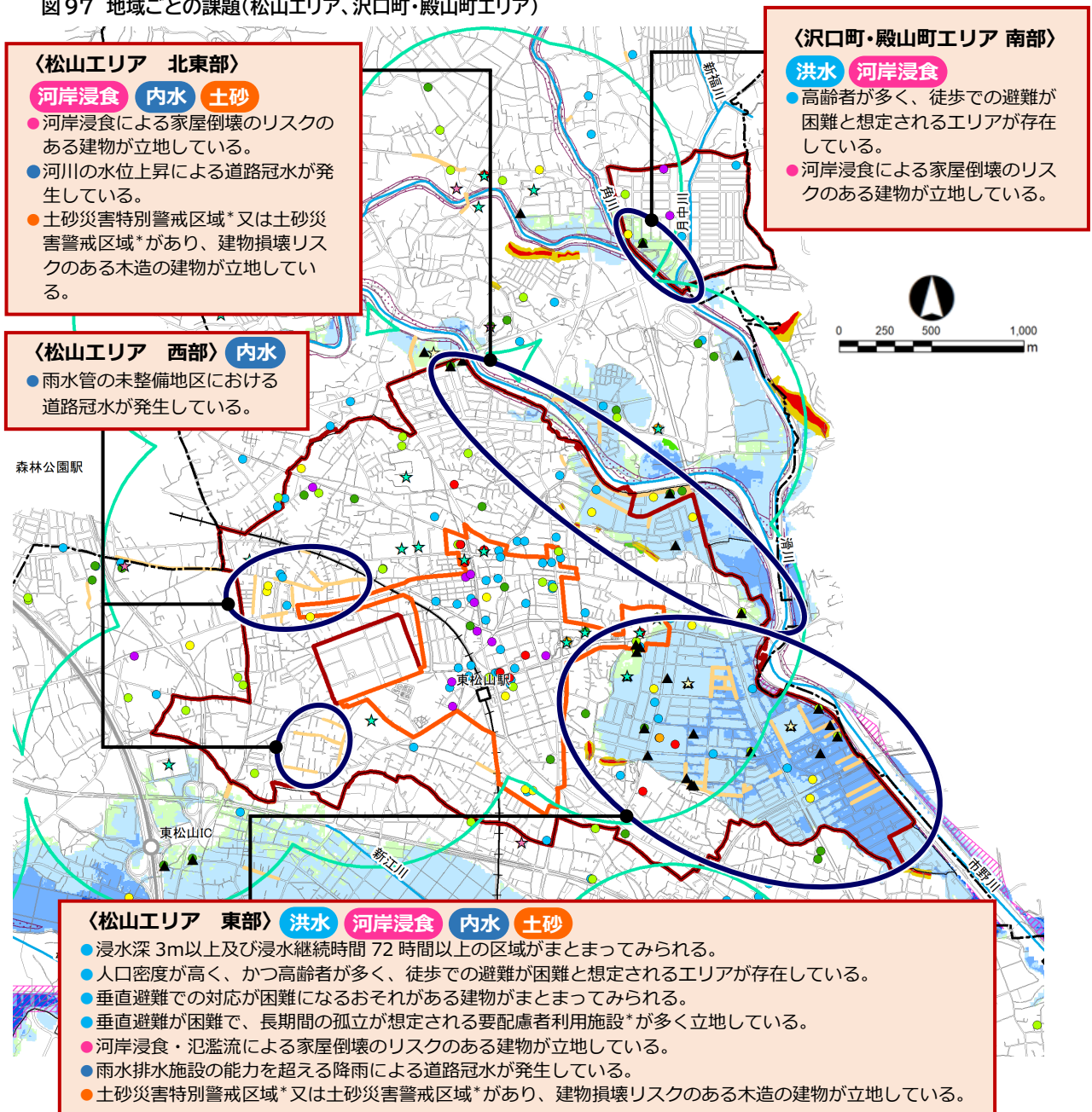
3. 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) 地域ごとの課題の整理

これまでの分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため地域ごとの防災上の課題を整理しました。

① 松山エリア、沢口町・殿山町エリア

図 97 地域ごとの課題(松山エリア、沢口町・殿山町エリア)

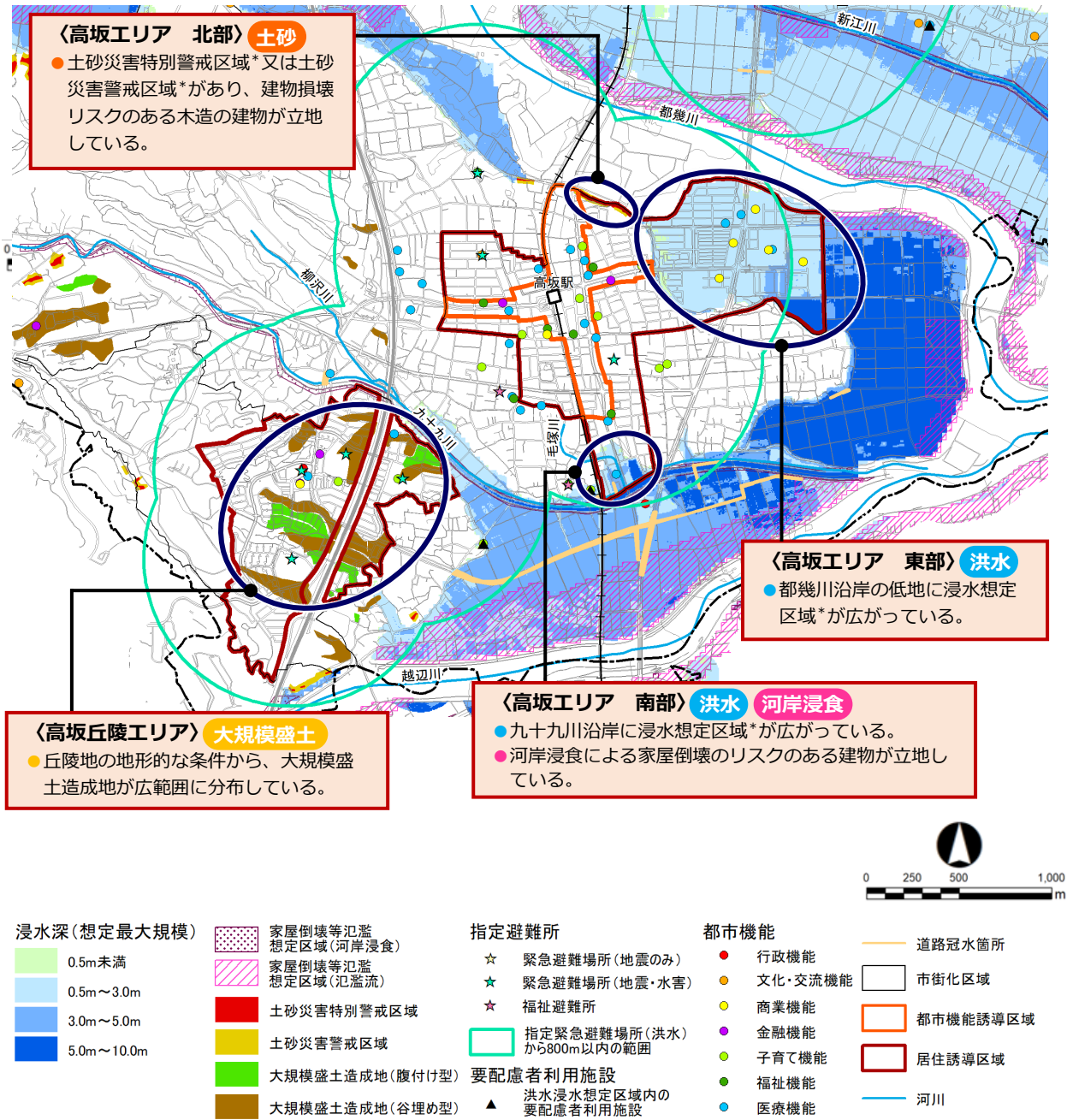


<p>浸水深(想定最大規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.5m未満 0.5m~3.0m 3.0m~5.0m 5.0m~10.0m 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 大規模盛土造成地(腹付け型) 大規模盛土造成地(谷埋め型) 	<p>指定避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 緊急避難場所(地震のみ) ★ 緊急避難場所(地震・水害) ☆ 福祉避難所 指定緊急避難場所(洪水)から800m以内の範囲 <p>要配慮者利用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設 	<p>都市機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政機能 ● 文化・交流機能 ● 商業機能 ● 金融機能 ● 子育て機能 ● 福祉機能 ● 医療機能 	<ul style="list-style-type: none"> 道路冠水箇所 市街化区域 都市機能誘導区域 居住誘導区域 河川
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

*土砂災害特別警戒区域(P192) *土砂災害警戒区域(P192) *要配慮者利用施設(P193)

②高坂エリア、高坂丘陵エリア

図98 地域ごとの課題(高坂エリア、高坂丘陵エリア)



*土砂災害特別警戒区域(P192) *土砂災害警戒区域(P192) *浸水想定区域(P190)

(2)災害種別等に応じた取組の方向性

①防災体制に関わる課題【共通】		
○災害リスクの把握・理解の促進	関連する分析	分析1・2
<p>災害への備えや災害時の安全な避難などを実現するためには、住まい周辺に潜在する災害リスクを的確に把握・理解することが重要となります。</p> <p>このため、様々な災害に関わるハザード情報の公表や、防災や災害時の行動に対する知識等の普及などを通じて、市民一人ひとりの危機管理意識を高めていく必要があります。</p>		
○自助・共助・公助が連携した防災体制の構築	関連する分析	分析1・2
<p>居住誘導区域においては広範囲で浸水することが想定されるほか、浸水と土砂災害、滑動崩落といった複合災害の発生も想定され、行政のみでは対処しきれなくなることが懸念されます。</p> <p>このことから、発生が想定される水害や土砂災害に対し、行政が実施する各種ハード・ソフト対策「公助」と、自分や家族の身の安全を確保するための「自助」、災害時要配慮者の避難を地域ぐるみで支援するなど地域の安全をともに高めていく「共助」の相互連携により、防災体制を総合的に強化していく必要があります。</p>		
○早期避難の実現に向けた支援	関連する分析	分析1・2・4・6・11
<p>災害発生時に市民の生命を守るためには、何よりもまず安全に、余裕を持った避難を行うことが不可欠です。</p> <p>そのため、避難計画やそれに基づく訓練の実施、要支援者を支える体制の構築など、平常時から安全な避難のための準備を進めるとともに、災害の状況把握、避難情報の確実な伝達など、早期避難を支援していく必要があります。</p>		
②洪水(外水氾濫)による災害リスクを踏まえた課題		
○水害対策	関連する分析	想定最大規模による洪水 浸水リスク P138
<p>現在、治水対策として、国・県の連携による入間川流域緊急治水対策プロジェクトが進められており、引き続き、関係機関との協力のもと、洪水(外水氾濫)による浸水を予防する措置を講じていく必要があります。</p>		
○安全な避難空間の確保	関連する分析	分析1・2・3・6
<p>水害対策は、完了までに長い期間を要するため、短・中期的には水害が生じた場合に備え、被害を最小限に抑える視点から、安全に避難できる空間及び避難の長期化を見据えた備蓄などを確保する必要があります。</p> <p>特に垂直避難が困難かつ徒歩による避難が困難と想定される区域においては、早期避難又は垂直避難可能な空間の確保など、地域の実態に応じた安全な避難の実現に向けて取り組む必要があります。</p>		
○浸水に対して安全な建築物の立地誘導	関連する分析	分析4・5・7・8・9
<p>浸水想定区域*に含まれる、要配慮者利用施設*や不特定多数の人が利用する都市機能*については、浸水継続時間を見込んだ機能の維持に取り組む必要があります。</p> <p>また、安全な避難空間として活用可能な建築物や、浸水しない、氾濫流に対して倒壊しない建築物など、浸水に対して安全な建築物の立地誘導について検討する必要があります。</p>		
○水害リスクの低減	関連する分析	分析1・2・3・4
<p>浸水が想定される区域において、土地利用や住宅などの建築が進むことは、水害による被害リスクを増大させることにつながる恐れがあるため、今以上に水害リスクを高める土地利用や建築行為の適切な誘導について検討する必要があります。</p>		

*浸水想定区域(P190) *要配慮者利用施設(P193) *都市機能(P191)

③雨水出水(内水氾濫)による災害リスクを踏まえた課題		
○地表面の雨水流出量の抑制	関連する分析	内水による道路冠水箇所 P142
<p>今後必要に応じ、想定を超える雨量による雨水出水の発生可能性などについて、箇所・範囲を調査・分析することで、災害リスクを明らかにするとともに、課題が抽出された場合は、雨水浸透機能の強化など、地表面の流出量を抑制する措置を講じていく必要があります。</p>		
④土砂災害による災害リスクを踏まえた課題		
○土砂災害に対する防備	関連する分析	分析 10・11
<p>土砂災害特別警戒区域*等においては、災害リスクに応じた必要な予防策を講じていく必要があります。</p> <p>一部区間が土砂災害特別警戒区域*に含まれている緊急輸送道路*については、道路閉塞の回避や閉塞した場合の早期啓開*など、安全性や通行性の確保に向けて取り組む必要があります。</p>		
⑤大規模盛土造成地における災害リスクを踏まえた課題		
○地盤の経過観察と安全性の確保促進	関連する分析	大規模盛土造成地による災害リスク P144
<p>大規模盛土造成地については、早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土はないものの、擁壁のクラックや湧水痕があるため、継続的に経過観察を実施していく必要があります。</p> <p>また、今後の宅地造成や盛土等の工事に際し、都市計画法や建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法などの関係法令に則った安全性の確保を促していく必要があります。</p>		

*土砂災害特別警戒区域(P192) *緊急輸送道路(P188) *啓開(P188)

4. 防災・減災まちづくりの基本方針の設定

(1) 防災まちづくりの将来像

第五次東松山市総合計画後期基本計画では、重点的に取り組む課題の一つに防災・減災対策の推進を設定し、市民の生命・財産を守る安心安全のまちの実現に向けた取組を進めています。

防災まちづくりに最も関係する分野別テーマである「防災・減災対策の充実」において掲げられた目指すべきまちの姿である「防災力を強化し、安心で安全に暮らせるまち」を防災まちづくりの将来像として共有します。

<防災まちづくりの将来像>

防災力を強化し、安心で安全に暮らせるまち

(2) 基本方針

防災まちづくりの将来像を実現するため、次の基本方針に沿った具体的な取組を推進します。

① 生命を守るための被害の低減・減災対策

令和元年東日本台風による災害を教訓とし、まずは、何よりも市民の生命を守ることができるまちの実現を目指し、災害が発生しても身の安全が確保できる空間に避難できるまちづくりを進めます。

このため、災害リスクに関わる情報の公表・周知などにより防災意識を高めるとともに、高齢者等の災害時要配慮者の避難行動も考慮した避難空間や支援体制の確保、早期の避難行動を促すための警戒避難体制、防災情報の伝達・共有化の強化に取り組めます。

また、避難や救急・救援、緊急輸送などを支えるインフラ*の強靱化などに取り組めます。

② 災害を生じさせない予防対策

市民の財産・暮らしを守ることができるまちの実現を目指し、中長期的に災害の予防対策を講じることで、災害の発生を回避できるまちづくりを進めます。

このため、関係機関との連携のもとで、入間川流域緊急治水対策プロジェクトに基づく河川整備や内水対策、土砂災害対策など、災害発生の予防措置を講じます。

また、災害リスクの高い区域では、長期的な視点から必要に応じて土地利用規制などに取り組めます。

③ 予防と減災に向けた市民・地域・行政の連携

市民の生命と財産・暮らしを守ることができるまちの実現を目指し、市民や地域と行政が連携した防災体制の構築・強化を進めます。

このため、防災知識や自助・共助の考え方などの普及に取り組むとともに、自主防災組織*の育成や防災訓練等の実施などを支援します。

また、高齢者など災害時要配慮者の安全な避難を支えるしくみ・体制の構築に取り組めます。


*インフラ(P188) *自主防災組織(P189)

5. 具体的な取組、スケジュール、目標値の設定


















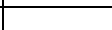
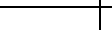
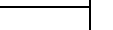













(1) 具体的な取組・スケジュール

防災指針における具体的な取組については、既存の関連計画（「東松山市地域防災計画」、「東松山市国土強靱化地域計画」、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」等）に位置付けられた施策等（既存計画に位置付けのある取組）を基本としながら、整理します。

安全・安心のまちづくりの実現に向けて具体的な取組を計画的に進めるため、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）に区分し、実施時期の目標を設定します。

凡例（  :整備期間等  :継続的に随時実施 ）

■基本方針① 生命を守るための被害の低減・減災対策に関する具体的な取組

具体的な取組	主体	スケジュール		
		短期	中期	長期
<共通>				
○避難場所の確保	危機管理防災課			
○福祉避難所*の充実強化	社会福祉課			
○緊急輸送ルートの通行性の確保	道路課・建設管理課			
○道路の防災性の向上	道路課			
○橋りょうの強靱化	道路課			
○道路インフラ*の適切な維持管理	道路課			
○災害時要配慮者利用施設*における避難確保計画*の作成支援	危機管理防災課			
○公園の適正な維持管理	都市計画課			
<洪水(外水氾濫)>				
○防災情報の伝達・共有化の強化	国・県・市			
○浸水リスク情報の周知	危機管理防災課			
○公共施設(公園)への想定浸水深の表示	都市計画課			
○3D都市モデル*の整備	都市計画課			
<土砂災害>				
○危機管理意識の啓発	危機管理防災課			
○土砂災害警戒区域*ごとの警戒体制の整備	危機管理防災課			

*福祉避難所(P192) *インフラ(P188) *要配慮者利用施設(P193)
*避難確保計画(P192) *3D都市モデル(P190) *土砂災害警戒区域(P192)

■基本方針② 災害を生じさせない予防対策に関する具体的な取組

具体的な取組	主体	スケジュール		
		短期	中期	長期
<洪水(外水氾濫)>				
○河川の計画的な整備	国・県	■	■	■
○河川の計画的な改修	河川課	■		
○遊水・貯留機能*の確保・向上	国・県	■	■	
○河川、水路、池沼の計画的な維持管理	国・県・市	■	■	■
○家屋浸水を予防する対策の検討	都市計画課 住宅建築課	■	■	■
○届出・勧告制度の運用	都市計画課	■	■	■
<雨水出水(内水氾濫)>				
○内水対策の推進	下水道施設課 河川課	■	■	■
○下水道計画区域内の内水浸水想定区域図の作成	下水道施設課	■		
○浸水実績箇所の把握	危機管理防災課	■	■	■
<土砂災害>				
○土砂災害特別警戒区域*における開発行為、建築行為の制限	住宅建築課	■	■	■
○土砂災害防止対策の推進	都市計画課	■		
<大規模盛土造成地>				
○宅地等の安全対策	住宅建築課	■	■	■
○大規模盛土造成地マップの周知	住宅建築課	■	■	■
○大規模盛土造成地の経過観察の実施	住宅建築課	■	■	■

■基本方針③ 予防と減災に向けた市民・地域・行政の連携に関する具体的な取組

具体的な取組	主体	スケジュール		
		短期	中期	長期
<共通>				
○自助による市民の防災力向上	危機管理防災課	■	■	■
○自主防災組織*の育成強化	危機管理防災課	■	■	■
○地区防災計画*の作成支援	危機管理防災課	■	■	■
○社会福祉施設の防災・減災対策	高齢介護課 障害者福祉課	■	■	■
○障害者福祉施設への啓発活動	障害者福祉課	■	■	■
○市登録制メールの登録促進	危機管理防災課	■	■	■
○避難行動要支援者*等の避難支援	社会福祉課	■	■	■
○災害時応援協定*の強化	危機管理防災課	■	■	■
<土砂災害>				
○土砂災害を想定した防災訓練の実施	危機管理防災課	■	■	■

*遊水・貯留機能(P193) 土砂災害特別警戒区域(P192) *自主防災組織(P189) *地区防災計画(P190)
*避難行動要支援者(P192) *災害時応援協定(P189)

(2)具体的な取組の内容

具体的な取組の内容は、以下のとおりです。

■基本方針① 生命を守るための被害の低減・減災対策

＜共通＞			
○避難場所の確保			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>災害時に避難が円滑に行われるよう指定基準に適合した指定緊急避難場所*及び指定避難所を指定するほか、民間事業者と災害時応援協定*を活用するなどして、住民の多様な避難行動に対応した避難場所の確保に取り組みます。また、ハザードマップ*やホームページ等を通じて、避難場所の所在地、避難する際の携行品、水害時に開設しない避難場所などを平時から住民に周知します。</p>			
○福祉避難所*の充実強化			
取組の主体	社会福祉課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>福祉避難所*対象施設との連携を図り、担当者会議や開設訓練を実施することで、福祉避難所*の開設・運営の実効性確保を目指します。また、福祉避難所*以外の避難所においても、要配慮者専用スペースを設けるとともに、避難所運営マニュアルを適宜修正することで、要配慮者の視点に立った避難所運営を推進します。</p>			
○緊急輸送ルートの通行性の確保			
取組の主体	道路課・建設管理課	関連計画等	地域防災計画
<p>緊急輸送ルートの確保を早期に確実にを行うため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとします。</p>			
○道路の防災性の向上			
取組の主体	道路課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>各地区の主要な避難路と判断される道路の交通安全対策など、道路の安全性を高める対策を実施し、道路ネットワークの強化を図ります。また、市街地内の狭あい道路*については、計画的に拡幅等の整備を進めます。</p>			
○橋りょうの強靱化			
取組の主体	道路課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>災害時における道路ネットワーク確保のため、緊急輸送道路*の橋梁や鉄道に架かる跨線橋は、耐震補強計画に基づく計画的な補強工事による耐震化を進めます。</p>			
○道路インフラ*の適切な維持管理			
取組の主体	道路課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>災害時の通行性の確保に向け、重点的な老朽化対策が求められる橋梁については、長寿命化*に向けて定期的な点検及び必要な修繕を継続的に実施することで、予防保全的な維持管理を進めます。主要幹線道路は、定期的な路面性状調査に基づき作成された修繕計画により、計画的な修繕を行います。また、道路照明灯等の道路附属物においても定期点検及び必要な修繕を継続的に実施し、適切な維持管理を進めます。</p>			
○災害時要配慮者利用施設*における避難確保計画*の作成支援			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画・国土強靱化地域計画
<p>洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域*内にある要配慮者利用施設*による、避難確保計画*の作成及び避難訓練の実施を支援します。</p>			

*指定緊急避難場所(P189) *災害時応援協定(P189) *ハザードマップ(P192) *福祉避難所(P192)
 *狭あい道路(P188) *緊急輸送道路(P188) *インフラ(P188) *長寿命化(P191)
 *要配慮者利用施設(P193) *避難確保計画(P192) *土砂災害警戒区域(P192)

○公園の適正な維持管理			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>災害時において、地域の一時集合場所*や自主防災拠点として活用される身近な公園に防災機能施設設置を推進するとともに、公園施設長寿命化計画に基づく施設更新・補修を行い、災害に強い公園づくりを進めます。</p>			
<洪水(外水氾濫)>			
○防災情報の伝達・共有化の強化			
取組の主体	国・県・市	関連計画等	入間川流域緊急治水対策プロジェクト
<p>国による越水・決壊を検知する機器の開発・整備に合わせた光ケーブルによる接続、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置など、減災の視点からみた重要度に応じた情報の伝達方法の選択と防災情報の共有化に取り組みます。</p>			
○浸水リスク情報の周知			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」について適宜更新するとともに、市民に対する周知に取り組みます。</p>			
○公共施設(公園)への想定浸水深の表示			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	(新規取組)
<p>平常時から洪水(外水氾濫)への危機意識を喚起するため、公園などの公共施設への想定浸水深の表示に取り組みます。</p>			
○3D都市モデル*の整備			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	(新規取組)
<p>市民が災害リスクへの理解を深めるツールとして、災害リスクを可視化する3D都市モデル*の整備に取り組みます。</p>			
<土砂災害>			
○危機管理意識の啓発			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>土砂災害警戒区域*を含む自治会や住民に対し、ハザードマップ*を配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に取り組みます。</p>			
○土砂災害警戒区域*ごとの警戒体制の整備			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>土砂災害警戒区域*内の住民を対象とした連絡網を作成するとともに、緊急時に住民の避難を促す体制を整備します。</p> <p>また、土砂災害警戒区域*の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努めるとともに、大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に対し適時適切に周知します。</p>			

*一時集合場所(P188) *3D都市モデル(P190) *土砂災害警戒区域(P192) *ハザードマップ(P192)

■基本方針② 災害を生じさせない予防対策

＜洪水(外水氾濫)＞			
○河川の計画的な整備			
取組の主体	国・県	関連計画等	荒川水系河川整備計画[大臣管理区間] 荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画 [県管理区間] 入間川流域緊急治水対策プロジェクト 荒川水系流域治水プロジェクト*
都幾川における築堤や堤防嵩上げ、拡幅など、九十九川及び新江川における排水機場や調節池*の整備、市野川における河道拡幅や堤防補強など、河川整備や維持管理を推進します。			
○河川の計画的な改修			
取組の主体	河川課	関連計画等	国土強靱化地域計画
準用河川新江川をはじめとする河川や排水路において、大雨時の溢水による浸水被害を防止するため、計画的な改修を推進します。			
○遊水・貯留機能*の確保・向上			
取組の主体	国・県	関連計画等	荒川水系河川整備計画[大臣管理区間] 荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画 [県管理区間] 入間川流域緊急治水対策プロジェクト 荒川水系流域治水プロジェクト*
流域の遊水・貯留機能*の確保・向上のために、地形や現状の土地利用等を考慮し、遊水地*及び合流点の負荷軽減を図るための調節池*の整備を推進します。			
○河川、水路、池沼の計画的な維持管理			
取組の主体	国・県・市	関連計画等	国土強靱化地域計画
河川、水路、池沼等について、パトロールを定期的実施することで、異常箇所を早期に確認し、修繕や改修によって計画的な維持管理を推進します。			
○家屋浸水を予防する対策の検討			
取組の主体	都市計画課 住宅建築課	関連計画等	地域防災計画 入間川流域緊急治水対策プロジェクト
浸水が想定される区域の土地利用制限など、土地利用・住まい方の工夫による、家屋浸水を予防する対策の検討に取り組みます。			
○届出・勧告制度の運用			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	—
災害リスクが高く、居住誘導区域から除外した区域における住宅開発等を把握するとともに、災害リスクの低い区域への誘導を図るため、届出制度を適切に運用し、勧告についても必要に応じて検討します。			

*流域治水プロジェクト(P193) *調節池(P191) *遊水・貯留機能(P193) *遊水地(P193)

< 雨水出水(内水氾濫) >			
○内水対策の推進			
取組の主体	下水道施設課 河川課	関連計画等	地域防災計画・国土強靱化地域計画
<p>道路、雨水排水管、未流の河川等、相互に関連する施設の整備を総合的に進めることで、市街地における内水被害の低減を図ります。また、調整池*、雨水浸透施設*の整備を推進するほか、雨水放流可能区域*外の開発行為に対し、東松山市雨水流出抑制施設設置基準に基づいた雨水流出抑制施設の設置を促進します。</p>			
○下水道計画区域内の内水浸水想定区域図の作成			
取組の主体	下水道施設課	関連計画等	(新規取組)
<p>内水氾濫による浸水想定区域*を把握し、今後の内水対策の参考とするため想定最大規模降雨に対する下水道計画区域内の内水浸水想定区域図を作成します。</p>			
○浸水実績箇所の把握			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>大雨等による被害の軽減を図るため、過去の浸水(内水氾濫)被害の実績を把握し、東松山市ハザードマップ*へ反映します。</p>			
< 土砂災害 >			
○土砂災害特別警戒区域*における開発行為、建築行為の制限			
取組の主体	住宅建築課	関連計画等	地域防災計画
<p>開発行為に関する許可や建築基準法に基づく建築物の構造規制を行い、土砂災害の防止を図ります。</p>			
○土砂災害防止対策の推進			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>土砂災害警戒区域*内に位置する五領沼公園の急傾斜地は、適正な管理を推進するとともに安全対策を検討します。</p>			
< 大規模盛土造成地 >			
○宅地等の安全対策			
取組の主体	住宅建築課	関連計画等	地域防災計画
<p>都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査、当該工事の施工に対する指導・監督を通じた安全対策を行います。</p>			
○大規模盛土造成地マップの周知			
取組の主体	住宅建築課	関連計画等	地域防災計画
<p>県が作成した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、当該マップを活用して宅地の安全性の把握及び適切な維持管理を行うよう市民に周知します。</p>			
○大規模盛土造成地の経過観察の実施			
取組の主体	住宅建築課	関連計画等	(新規取組)
<p>第二次スクリーニングの優先度評価の結果、早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土はないことから、対象の大規模盛土造成地について経過観察を実施し、危険性を伴う異常を確認した場合は、第二次スクリーニングの実施を検討します。</p>			

*調整池(P191) *雨水浸透施設(P188) *雨水放流可能区域(P188) *浸水想定区域(P190) *ハザードマップ(P192)
*土砂災害特別警戒区域(P192) *土砂災害警戒区域(P192)

■基本方針③ 予防と減災に向けた市民・地域・行政の連携

＜共通＞			
○自助による市民の防災力向上			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
市民の防災意識と災害対応力を高めるため、要配慮者及び地域の特性や気候変動の影響等を踏まえつつ、災害に関する各種資料の収集・提供や県防災学習センター等の活用、パンフレット等の作成配布、講演会・研修会・出前講座の実施、各種マスメディアの活用、マイ・タイムライン*の作成の普及・啓発などを通じ、防災教育や知識の普及を図ります。			
○自主防災組織*の育成強化			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	国土強靱化地域計画
自助の活動や地域に密着した自主防災組織*の整備を支援するとともに、地域での共助の中心となる自主防災組織*のリーダーを養成し、より一層の組織強化を図ります。 また、自主防災組織*の防災力向上のため、東松山市自主防災組織等補助金により資機材整備や防災訓練実施に対して助成し、自助、共助の体制の強化を図ります。			
○地区防災計画*の作成支援			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
自助・共助における防災活動を促進するため、一定の地区内の居住者及び事業者による地区防災計画*の作成を支援します。			
○社会福祉施設の防災・減災対策			
取組の主体	高齢介護課 障害者福祉課	関連計画等	地域防災計画・国土強靱化地域計画
介護施設や障害者施設は、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設管理者は、施設の耐震改修、大規模修繕、非常用自家発電設備、給水設備の整備等により安全性の確保を推進します。			
○障害者福祉施設への啓発活動			
取組の主体	障害者福祉課	関連計画等	国土強靱化地域計画
市内における障害者施設管理者に対し、ハザードマップ*の十分な確認と把握に基づき施設における有事の際の行動指針等を策定し、施設従事者は常日頃の訓練による冷静沈着な行動に基づき、利用者の安全確保を図るよう啓発します。			
○市登録制メールの登録促進			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	国土強靱化地域計画
防災・気象情報や防災行政無線情報などを電子メールで配信する登録制メールについて、各種団体や民間企業等の協力を得ながら登録促進に取り組みます。			
○避難行動要支援者*等の避難支援			
取組の主体	社会福祉課	関連計画等	地域防災計画・国土強靱化地域計画
平時から避難行動要支援者名簿を自治会や民生委員等の避難支援等関係者に提供することにより、迅速な避難支援の確保を図ります。また、災害時の避難支援をより実効性のあるものとするため、個別避難計画*の作成、研修会の開催、避難訓練の実施を推進します。			
○災害時応援協定*の強化			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	国土強靱化地域計画
大規模災害に備え、県や近隣市町村等とも応援協力体制を構築するとともに、民間事業者等との災害時応援協定による人的協力や物資の供給確保に取り組みます。			

*マイ・タイムライン(P193) *自主防災組織(P189) *地区防災計画(P190) *ハザードマップ(P192)
*避難行動要支援者(P192) *個別避難計画(P189) *災害時応援協定(P189)

＜土砂災害＞			
○土砂災害を想定した防災訓練の実施			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
土砂災害警戒区域*内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を実施します。			

*土砂災害警戒区域(P192)

(3)目標指標及び目標値

防災指針に基づく取組の進捗状況を評価するための指標及び目標値を次のとおり設定します。

<基本方針①>

指標 ①-I	現状 (令和5年(2023年))	目標値 (令和10年(2028年))
要配慮者利用施設*における避難確保計画*の作成率	100%	100%
指標 ①-II	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
防災機能施設設置公園数 【国土強靱化地域計画指標】	7箇所 【令和2年 7箇所】	10箇所
指標 ①-III	現状 (令和5年(2023年))	目標値 (令和10年(2028年))
想定浸水深を表示した公園数(割合)	0箇所(0%)	25箇所(100%)

<基本方針②>

指標 ②-I	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
準用河川新江川の改修率 【総合計画・国土強靱化地域計画指標】	50.6% 【令和2年 39%】	100%
指標 ②-II	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
公共下水道(雨水管)整備延長(累計) 【国土強靱化地域計画指標】	396.6m 【令和2年 122m】	597m

<基本方針③>

指標 ③-I	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
自主防災組織*結成率 【総合計画・国土強靱化地域計画指標】	99% 【令和2年 98.5%】	100%
指標 ③-II	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
個別避難計画*作成者数 【国土強靱化地域計画指標】	763人 【令和2年 239人】	2,000人
指標 ③-III	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
災害時応援協定*締結数 【総合計画・国土強靱化地域計画指標】	62 【令和2年 53】	62
指標 ③-IV	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
各種防災訓練参加人数 【総合計画・国土強靱化地域計画指標】	9,578人 【令和2年 9,492人】	11,000人

*要配慮者利用施設(P193) *避難確保計画(P192) *自主防災組織(P189) *個別避難計画(P189) *災害時応援協定(P189)

